

**国連気候変動枠組条約**  
**第 8 回締約国会合/第 17 回補助機関会合**  
**(COP8/SB17)**  
**参加報告書**

2002 年 10 月 23 日－11 月 1 日  
インド・ニューデリー/Vigan Bawhan 国際会議場

2002 年 11 月

財団法人 地球産業文化研究所

地球環境対策部

## ――目次――

1	COP8/SB17 開会.....	3
2	「デリー閣僚宣言」 .....	3
2.1	「デリー閣僚宣言」採択まで.....	4
2.2	「デリー閣僚宣言」GISPRI 暫定和訳.....	8
3	SBSTA17 及び COP8 における CDM 関連事項について .....	10
3.1	付録 I CDM 理事会第 6 回会合 報告 (2002 年 10 月 23~24 日) .....	11
3.2	付録 II Q&A セッション ノート (2002 年 10 月 24 日) .....	13
3.3	付録 III COP8 総会での CDM 理事会の報告ノート (2002 年 10 月 25 日) .....	14
3.4	付録 IV コンサルテーション ノート (2002 年 10 月 26 日) .....	15
4	COP8 及び SBSTA17 における吸収源 CDM について .....	15
4.1	付録 吸収源 CDM 第 2 回コンタクトグループの議事録 (2002 年 10 月 26 日) .....	18
5	議定書 5、7、8 条関連事項について .....	20
5.1	議定書 7 条、8 条ガイドライン (FCCC/SBSTA/2002/L.15 及び Add.1~2) .....	20
5.2	登録簿システム間のデータ交換の技術基準 (FCCC/SBSTA/2002/L.15/ Add.3) ....	21
5.3	議定書 3 条 2 項「実証可能な進展」の報告及び審査 (FCCC/SBSTA/2002/L.6) ....	22
6	IPCC 関連事項.....	23
6.1	研究および組織的観測について (FCCC/SBSTA/2002/L.27) .....	23
6.2	IPCC 第 3 次評価報告書 (TAR) の取扱いについて (FCCC/SBSTA/2002/L.27) ...	24
7	途上国関連事項 .....	24
7.1	国別報告書.....	24
7.2	資金メカニズム.....	25
7.3	条約 4 条 2 項(a)(b)妥当性の第 2 回審査 .....	26
8	技術開発及び移転.....	27
9	ブラジル提案.....	28
10	その他の注目事項.....	28
10.1	カナダ提案 (クリーナーエネルギークレジット) .....	28
10.2	議定書 2 条 3 項 (先進国の政策措置の経済的悪影響) 関連事項 .....	29
10.3	先進国の政策措置 (PAMS) .....	29
10.4	オゾン層保護と気候変動の連携 (HFCs/PFCs) .....	29
11	スペシャルイベント報告 .....	30
11.1	全体概要.....	30
11.2	個別傍聴報告 (part1) .....	31
11.3	個別傍聴報告 (part2) .....	53

## 1 COP8/SB17 開会

### □ COP8/SB17 開催概要

➤ 開催地 インド・ニューデリー Vigyan Bhawan 会議場

➤ 日程 10月23日(水)～11月1日(金)

10月19日 ～20日		10月23日 (水)	10月24日 (木)	10月25日 (金)	10月26日 (土)
登録簿ワーク ショップ		COP 全体会合 SB17 開会 CDM 理事会	SB17 CDM 理事会	COP 全体会合 SB17	SB17
10月28日 (月)	10月29日 (火)	10月30日 (水)	10月31日 (木)	11月1日 (金)	11月2日 (土)
SB17	SB17 (終了予定)	閣僚級会合 ラウンドテー ブル①	閣僚級会合 ラウンドテー ブル②③	COP 全体会合 (閉会)	

10月23日(水)～11月1日(金)までの10日間、インド・ニューデリーにおいて、気候変動枠組条約第8回締約国会議(COP8)と第17回補助機関会合(SB17)が開催された。会議の舞台となったビガン・パワーン国際会議場には、170ヶ国を超える世界各国の政府代表者やNGOなど、約4,400人が集まった。会場は、ニューデリーの中心部から5kmほど南に位置し、約6万m<sup>2</sup>の広大な敷地に、約1500人収容のメインホールをはじめ、100人程度収容の小ホールが6室、プレハブの会議室が2室と、本会議には十分の広さである。また会議場の敷地にはアルファベット順に参加各国の国旗が翻っており、国際会議らしい雰囲気醸成を醸し出していた。ただし、会場の周りには、最近世界各地で発生しているテロを意識してか、会場前の道路の通行制限、各門の前には銃を持った警官が30人程度配備されており、入場には金属探知機を通過する必要がある、ものものしい雰囲気であった。また、会場の裏側では会議設営等のための作業員が100名程度忙しそうに働いており、一部の作業員は会場内の仮設のテント内で生活しているようである。独立して65年になるインドであるが、カースト制度が根強く残っており、貧富の差がまだまだ著しいことが、この状況からも垣間見ることができた。

会合初日の23日(水)、会議が始まる前の参加者は年1回の会議ということもあり、会場のあちこちで挨拶を交すなど、会場外とは異なり和やかな雰囲気であった。10:30から開催されたCOP第1回全体会合では、COP7議長であったモロッコ環境大臣エルヤズギ氏が気候変動は現実世界に影響を及ぼし始めていること、そしてCOP7決定(マラケシュ合意)によって京都議定書がまもなく発効を迎える状況であることを指摘した。気候変動枠組条約事務局長ハンター氏は、京都議定書がCOP7の決定を受けて「交渉」段階からの「実施」の局面に入っており、今回の会合で多くの技術的な問題を決定するために締約国に協力を呼びかけた。

COP8議長には開催地インドの環境大臣パール氏が選出された。補助機関会合(SB17)は29日(火)までに結論を出すことを目標に、議題ごとのコンタクトグループ(小規模な交渉グループ)やSBSTA/SBI議長が中心となって非公式協議を開始した。

以上  
(阿知波 雅宏)

## 2 「デリー閣僚宣言」

COP7で京都議定書の運用ルールに関する交渉が終了したこと、2008年前から始まるCDMの議論がCDM理事会に交渉の場を移したこと、さらに京都議定書が発効していないという状況の中、開催前のCOP8の印象は「はざまのCOP」というものであった。

京都議定書の第一約束期間以降、すなわち2013年以降の地球温暖化への具体的な国際的な制度に関する交渉は2005年には開始されることになっている。現在排出削減義務を負っていない途上国や京都

議定書から離脱している米国を含めた文字通り世界的な制度を構築するための第一歩が、今年 IPCC 議長に就任したパチャウリ氏の母国であり二酸化炭素排出大国であるインドでどのように踏み出されるかは今会合の数少ない注目点であった。しかし、COP 準備会合でインドから提案された「デリー閣僚宣言」採択に至るまで過程では、途上国における気候変動への適応措置やそのための先進国の技術移転・資金供与が強調され、「京都」の文字すら見当たらない議長案に対して、ヨハネスブルグでの合意をどう超えるのか、そして先進国側は将来の制度づくりのための文言をいかにして盛り込むかが交渉の大きな焦点であった。

最終的には「京都議定書未批准国に批准を促す」と9月のヨハネスブルグサミットでの合意事項が盛り込まれた他、「緩和措置と適応措置に関する非公式な情報交換実施の促進」といった将来の制度への対話開始をわずかに示唆する一文が盛り込まれたに留まり、COP8での第一歩は予想通り小さなものであった。

一方、「デリー閣僚宣言」の交渉の中で際立っていたのが米国の動向であった。京都議定書を批准する条件として「途上国の意味ある参加」を必須としていた米国は、宣言採択の過程において、一貫して「途上国に対して削減義務の話をするのは時期尚早である」という立場をとり、最後のCOP全体会合で「バランスの取れた宣言である」と先進国で唯一合意内容を満足の行くものだったと評価したほか、ナイジェリア代表団にその合意に至るまでの貢献を高く評価されるなど明らかに「途上国寄り」で交渉に臨んでいた。同時にCDM理事会への参加方法や京都議定書発効後の議定書締約国会議(COP/MOP)の開催方法に対して注文をつけるなど、会合全体で特徴的な動きを見せていた。

以下に「デリー閣僚宣言」採択に至るまでの交渉経緯を概説する。

## 2.1 「デリー閣僚宣言」採択まで

### □ COP8 非公式準備会合；9月30日-10月1日

➤ COP8 準備会合でホスト国インドが気候変動への「行動のための枠組」を含んだ政治宣言(デリー宣言)採択を目的として、閣僚会議で以下の3つのラウンドテーブル開催を提案。

- ① 気候変動枠組条約における義務履行の状況を気候変動による悪影響への適応措置(洪水対策、防波堤構築、保険等)、資金援助、技術移転、途上国の制度構築、人材育成の促進につき検証する。
- ② 気候変動と「持続可能な開発」との関連性を議論し、開発途上国のニーズの対応策を特定する。
- ③ 気候変動枠組条約やCOP決定の効果的実施のための「行動のための枠組」に盛り込むべき事項を議論する。

### □ 第1回COP全体会合；23日(水)

- バール議長は、地球温暖化に対して脆弱である途上国の状況をまず考慮し、持続可能な発展のためにも気候変動に対する途上国の「適応(adaptation)」が再優先検討事項であることを強調。これに対して中国を始め多くの途上国が賛同するコメントを述べた。
- 先進国側は「持続可能な開発」の実現に向けて積極的に協力するのと意向を表明するなか、米国は現時点で途上国に削減目標を課す議論をするのは現実的ではないという態度を明らかにした。

### □ 第2回COP全体会合；25日(金)

- 先進国側は、「京都議定書をまだ批准していない国々をプッシュする必要がある(EU)」、「国際組織との協力・技術革新等「行動」につながる活動について明示(アンブレラグループ)」、「全締約国が同じ側に立つことが大切。2012年以降については議論に非常に時間がかかるので、なるべく早くから開始することが望ましい。(カナダ)」「全締約国が京都議定書に参加することが望ましい(日本)」などの意見。
- 途上国側は、「貧困問題における『北』の失敗についても触れるべき。第2約束期間について記載することは認めない(ナイジェリア・クウェイト)」、「『気候変動と持続可能な発展に関するデリー宣言(Delhi Declaration on Climate Change and Sustainable Development)』というタイトルにするべき。遠い将来のことではなく、京都議定書の発効など近い将来の問題について記載するべき。(G77+China)」、「現時点では先進国は減らすどころか増やしている。

まず先進国がリーダーシップをとって削減目標を達成するべき。(サウジなど産油国)」「①先進国の資金・技術援助が不十分 ②議定書の早期発効 ③持続可能な開発は気候変動に対処する中核(中国)」などの意見を主張。

- 米国は「先進国の取り組みが先決」としてサウジなどの途上国寄りの意見を表明。
- 「デリー政治宣言」 非公式議長案公表；28日(月)
  - ヨハネスブルグサミットの決定事項に準じ、「共通だが差異ある責任」の原則そして「持続可能な開発」が強調される内容。
  - 開発途上国の気候変動における脆弱性を考慮して、まず先進国(附属書I締約国)が率先して温室効果ガス排出削減に取り組むこと、そして具体的な資金援助、技術移転及びキャパシティビルディング等に取り組むことを求めている。
  - 先進国側が求めていた途上国の将来の削減義務に関する文言や、京都議定書未批准国の早期批准要請あるいは早期発効を求める文言は含まれず。EUは「途上国側の意見に偏ったもの」と批判。
  - 提案文書の概要は以下の通り。
    - ・ 締約国は「持続可能な開発」を促進する権利があるとともに、促進すべきである。気候変動に対処するためには経済的発展の重要性を考慮しつつ、人為的変動に対して気候システムを保護する政策及び措置は各締約国の特殊事情に対処すべきであり、国内開発計画と統合したものであるべきである。
    - ・ すべての締約国は「共通だが差異ある責任」の原則のもとで、持続可能な開発の実現に向けて気候変動とその悪影響に対処するための約束を実施しなければならない(shall)。
    - ・ 気候変動の悪影響に対する「適応」が途上国にとって再優先課題であり、国際社会はこれに注目し行動することを求める。
    - ・ 革新的技術の開発と頒布における国際強調の促進；公的政策、民間部門、市場指向型のアプローチによるエネルギー、投資
    - ・ 具体的な事業に基づく技術移転、及び関連するすべての部門(エネルギー、運輸、産業、農業、林業、廃棄物管理)におけるキャパシティビルディング、そして技術進歩 R&D、経済規模の拡大、持続可能な発展のための機関の強化を通じた技術進歩の促進を強調。
    - ・ 適切なエネルギーサービス及び資源に対するアクセスの向上。
    - ・ 附属書I締約国は、資金源、技術移転、気候変動の緩和のための政策及び措置を採用し条約の目的のために人為的 GHG 排出量のトレンドを変える先駆けとなることを証明等の条約の約束を実施するべきである(should)。
- 閣僚級会合開始；30日(水) 10:00~13:00
  - バジパイ首相(インド)；途上国の気候変動に対する脆弱性を考慮した適応措置のための技術移転や資金援助の重要性、及び先進国の率先した温室効果ガス排出削減実施を強調するとともに、途上国に対するあらたな約束の割り当てを強く拒否する意思を表明。
- 第1回ラウンドテーブル；30日(水) 15:00~18:00「現状分析/Taking Stock」
  - 気候変動に関する現在までの取り組み状況を議論する第1回のラウンドテーブルを実施。
  - 「ラウンドテーブル」といっても通常の本会議場を使用し、各国が議題に関するコメントをそれぞれ読み上げる形式で行われ、「デリー宣言」採択に向けた3回にわたるラウンドテーブルは、バール COP8 議長が望んだ「発表文書をポケットにしまった各国のオープンな意見交換の場」という状況とまでは至らず。
  - 日本の鈴木俊一環境大臣をはじめ、ニュージーランド・トンガ(小島嶼国連合)・メキシコ・中国・デンマーク(EU)の6ヶ国が本会合の議論のベースとなるステートメントを述べた。鈴木環境相は京都議定書の早期発効を求めること、すべての国が共通のルールのもとで温暖化に取り組むこと、そして京都議定書の第一約束期間が終了する2012年以降の温暖化対策の議論を早急にはじめることに関する文言を「デリー宣言」に盛り込むように求める一方、途上国に対する資金援助や技術移転等における日本の協力の姿勢を強調した。
  - ほとんどの発言者が気候変動による悪影響が現実の問題として深刻な被害をもたらしている事を指摘し、気候変動に対する世界的な取り組みの重要性を強調した。現在までの取り組み

の評価については、途上国側は先進国が条約や COP7 マラケシュ合意における約束を以下の点で履行していないことを強く指摘した。

- ・ 1990 年レベルに安定化するという目標を達成していないばかりでなく、排出が増加している先進国がほとんどであり、排出削減努力が不十分
  - ・ 途上国が気候変動による悪影響に適応するために必要な技術移転やキャパシティビルディング、国別報告書作成などに関する実施及び資金面における先進国の支援が不十分
  - ・ 気候変動に対応するために取られる先進国の措置の産油国などへの経済的悪影響への配慮が不十分（特に産油国が主張）
- この現状において、先進国が途上国に温室効果ガス削減のための新たな義務を課すような将来のプロセスの対話には応じられない態度を明らかにした。一方、先進国側の主な主張は以下の通り。
- ・ 京都議定書は温室効果ガスの濃度を気候系に悪影響を及ぼさない水準に安定化するという条約の究極の目的に対しては、小さな第一歩に過ぎないこと。
  - ・ 気候変動に対して世界全体で取り組んでいくことが重要であり、早急に 2013 年以降の対策について検討を開始すること。
  - ・ 将来の取り組みについての対話開始が、途上国の削減目標導入にすぐにつながるものではないこと。
- 先進国・途上国に係わらず京都議定書の発効を促進する文言を宣言に盛り込むこと強く求めた。
- **第 2 回ラウンドテーブル ; 31 日 (木) 10:00~ (中断あり) ~16:30 「気候変動と持続可能な開発 / Climate Change and Sustainable Development」**
- ほとんどの発言者が気候変動への取り組みは持続可能な開発の実現のために不可欠であること、そして 9 月のヨハネスブルグサミット合意事項の実現に言及した。
  - 途上国は「共通だが差異ある責任の原則」に基づく先進国の取り組みを強調したほか、特にアフリカ諸国は持続可能な開発の実現に向けた貧困撲滅の取り組みにおいて、気候変動への適応が重要な課題であることを主張した。
  - ビジネス NGO として国際商工会議所 (ICC) の代表は、CDM における企業の気候変動への貢献の可能性を言及する一方で、CDM に関する規定の詳細化や制度の不確実性への懸念を表明した。
  - 共同議長の一ムサ氏 (南ア) は、持続可能な開発のためには経済発展が重要である点を指摘しつつ、CDM や再生可能エネルギーの貢献の可能性に言及した。また、気候変動の悪影響は現実のものになっており、京都議定書の早期発効の必要性を強調した。
- **第 3 回ラウンドテーブル ; 31 日 (木) 16:30~18:00 「結論 / Wrap Up」**
- 第 2 回ラウンドテーブルにおける残りの発表者のコメントに引き続き、約 1 時間半にわたってバール COP8 議長のもと第 3 回ラウンドテーブルが開催された。
  - カナダ、ノルウェイ、セネガル、パラオ、クック諸島、インド、サウジアラビア、リビアがラウンドテーブルを総括するコメントを述べた。ここでも将来の取り組みに関する議論の早期開始を訴える先進国側と、先進国の GHG 排出削減実施と途上国の適応措置への支援を求める途上国、そしてすでに危機的状況に直面しつつある小島嶼国の「前進しない議論」に対する懸念といった、「デリー宣言」の内容に関する対立軸が明確になった。
- **「デリー政治宣言」議長案公表 (FCCC/CP/2002/L.6) ; 31 日 (木)**
- 「途上国へ新たな約束を求めるような新しいプロセスは含まれていない」というバール COP8 議長のコメントとともに、本会合の最後に正式な議長案 (文書番号 FCCC/CP/2002/L.6) が各代表団に配布された。
  - 「3 回のラウンドテーブルの議論を盛り込んだ」(バール COP8 議長) という議長案は気候変動への適応策を強調した 28 日の非公式議長案に対して、以下の項目が追加されている。
    - ・ 産油国などが強く求めていた気候変動に対処する政策を実施することによる悪影響を十分考慮すること
    - ・ EU などが主張していた再生可能エネルギーの導入を促進すること

- ・ IPCC の第 3 次評価報告書 (TAR) の内容を今後の交渉に使用していくこと
  - ・ 京都議定書の未批准国へ批准を求めること
  - 一方、多くの先進国が求めた条約の究極の目的達成のための将来の温室効果ガス排出削減対策は一切触れていない。この議長案に基づき各国は交渉グループごとに事前協議を実施したのち、各国閣僚は 19:30 からの場所を「本当のラウンドテーブル」がある会議場に移し、非公開で「デリー宣言」の内容を協議することになった。
- COP 最終全体会合、「デリー政治宣言」修正議長案公表 (FCCC/CP/2002/L.6/rev.1) ; 1 日 (金) 19:00 ~ 21:00
- 途上国の国別報告書ガイドライン改訂及び資金メカニズムの合意が難航していた SBI17 が 1 日の午後の SBI 本会議でようやく終了したのを受け、19 時前から最後の COP 全体会合が開会された。
  - 「デリー宣言」に関しては、31 日に提出された議長案 (文書番号 FCCC/CP/2002/L.6) に基づいて 1 日早朝までラウンドテーブルで議論が行われた後も断続的に協議が実施され、その結果 20:20 に修正議長案 (文書番号 FCCC/CP/2002/L.6/rev.1) が全体会合の会場で各参加者に配布された。
  - この修正案は 8 つの前文と、(a)から(m)の 13 のパラグラフで構成されている。31 日の議長案からは 2 つのパラグラフが追加されている。主な修正点は以下の通りである (括弧内は FCCC/CP/2002/L.6/rev.1 の該当箇所)。
    - ・ 議長案の「IPCC の第 3 次評価報告書 (TAR) の内容を今後の交渉に使用していくこと」が、「条約の究極の目的達成のために地球規模の排出量を削減が必要である IPCC/TAR における知見を考慮するとともに、SBSTA で行われている IPCC/TAR 実施に関する議論を考慮する」と修正され前文に追加。
    - ・ 「先進国および途上国で実施されている緩和措置 (mitigation) に留意するとともに、緩和措置と適応措置 (adaptation) の双方が気候変動に対処していく上で重要であることを強調」する文言が前文に追加。
    - ・ 議長案で最後のパラグラフで言及されていた「京都議定書未批准国に批准を促す」というヨハネスブルグサミットでの文言を最初のパラグラフに移動 (パラ(a))。
    - ・ 「緩和措置と適応措置に関する非公式な情報交換実施の促進」というパラグラフが新たに追加 (パラ(f))。
    - ・ 「化石燃料や再生可能エネルギーを含む、先進的でよりクリーンで効率的で手ごろでかつ費用効果的なエネルギー技術の開発によるエネルギー供給の多様化を求める。」というパラグラフが新たに追加 (パラ(k))。
    - ・ 先進国の条約における約束の実施に関して「さらに実施する」ことを強調 (パラ (m))。
  - COP 全体会合における本修正議長案に対する議論は特に行われず、「気候変動と持続可能な開発におけるデリー閣僚宣言」(FCCC/CP/2002/L.6/rev.1) として採択された。
  - 採択後の各国のステートメントでは、EU、カナダ、日本及び小島嶼国連合のツバルが、将来の削減に関する言及がなかったことに対して失望を表明した
  - 一方、ベネズエラ (G77+China)、サウジアラビア、ナイジェリア、中国がデリー宣言の内容を評価する発言を行った。ナイジェリアにデリー宣言作成過程の貢献を評価された米国は、「デリー宣言はバランスの取れたコンセンサスのある宣言である」とデリー宣言を評価する発言を行い、他の先進国と一線を画する立場に終始した。

以上  
(高橋 浩之)

## 2.2 「デリー閣僚宣言」 GISPRI 暫定和訳

FCCC/CP/2002/L.6/Rev.1

2002年11月1日

### 各国閣僚および高官の参加する閣僚会合 気候変動と持続可能な開発に関わるデリー閣僚宣言

国連気候変動枠組み条約に対する締約国会議第8回会合に出席した各国閣僚ならびに代表団の長は、

同条約の究極目標ならびに原則、そしてそれらの下での約束を、*想起し*、

経済開発、社会発展、貧困撲滅が、開発途上締約国にとり第一のそして他を圧する優先度をもつものであることを、*再確認し*、

同条約の究極的な目標を達成するためには、地球規模排出の大幅な削減が必要であることを確認する IPCC 第三次評価報告書での結論を、懸念しつつ *認識し*、また科学的・技術的助言のための補助機関において、この報告書の影響に関する考察が進行中であることを認識し、

附属書 I ならびに非附属書 I 諸国の両方において、緩和活動が行われていることを *指摘し*、また気候変動と戦うための温室効果ガス排出緩和が、条約規定の下で高い優先性を維持していることを、強調すると共に、適応措置を進めるためには速やかな行動が求められることを強調し、

気候変動が、全ての地域での将来の福利可能性や、生態系、そして経済発展を脅かす可能性があることを、*認識し*、

全ての国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含めた開発途上国が、気候変動によるマイナスの影響にさらされるリスクの増大に直面していることを、*深く懸念し*、

アフリカが、気候変動と貧困が組み合わさった影響に最も苦しめられている地域であることから、アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD) のような開発イニシアティブは、持続可能な開発の概念で支えられるべきであると、*認識し*、

現在そして将来直面する課題に対応するため、持続可能な開発の必要条件を満たしつつ、気候変動やその悪影響に対処する必要があると、*決議する*。このため、われわれは次の項目を提案する。

(a) 京都議定書を批准した締約国は、まだ批准していない締約国に対して、京都議定書を、時宜を得た形で批准するよう、強く要請する。

(b) 各締約国は、持続可能な開発を進める権利を有し、またそうすべきである。気候システムを人為的な変動から守るための政策措置は、各締約国固有の状況に適したものであるべきであり、さらに、気候変動に対応する措置の導入には経済開発が不可欠であることを考慮した上で、各国の開発計画に組み入れられるべきである。

(c) 各国の持続可能な開発戦略は、水やエネルギー、健康、農業および生物多様性といった重要分野での気候変動目的と、全面的に統合されるべきであり、また持続可能な開発に関する世界サミットの成果を基に築かれるべきである。

(d) 全ての締約国は、その共通だが差異ある責任ならびにそれぞれの能力、また各国固有のそして地域の開発優先度、目的、および状況を、考慮した上で、持続可能な開発を達成するため気候



変動やその悪影響に対応するとの条約規定の約束の実施を、継続するべきである。

(e) 気候変動の悪影響に対する適応は、全ての国の優先事項である。開発途上国は、特に脆弱であり、中でも後発開発途上国および小島嶼開発途上国はそうである。適応には、全ての国の側からの速やかな関心と行動が、求められる。脆弱性や適応、さらには適応への配慮を持続可能な開発戦略に組み入れるための能力向上のため、あらゆるレベルでの手法を開発するには、効果的で実績に根付いた措置が支持されるべきである。これらの措置には、条約やマラケシュ合意の下での既存の約束を全面的に実施することが含まれるべきである。

(f) 各締約国は、締約国が気候変動に対する効果的で適切な対応の策定をしやすくするため、緩和や適応行動についての非公式な情報交換を促進するべきである。

(g) 気候変動の悪影響、そして対応措置実施の影響から生じる開発途上締約国固有のニーズや懸念に、全面的な配慮を行う必要がある。

(h) 民間部門の参加や市場本位な手法、ならびにこれを支援する公共政策によるものも含め、開発の主要分野、特にエネルギー分野での革新的な技術の開発と普及、さらにこの面での投資のため、国際協力を促進するべきである。

(i) エネルギー、運輸、産業、健康、農業、生物多様性、森林、ならびに廃棄物管理といった全ての関連分野での具体的なプロジェクトや能力向上を通すものも含め、技術協力が促進されるべきである。研究開発や、経済の多様化、そして関連する持続可能な開発のための各地域、各国、および各地の組織の強化を通して、技術開発が促進されるべきである。

(j) 各国の特性や、状況に配慮した上で、信頼がおけ、費用支払いが可能で、経済的に実行可能であり、社会的に受け入れられ、環境上健全な、エネルギーサービスや資源へのアクセスを、さまざまな方法により、改善するべきである。

(k) 化石燃料技術や、水力を含めた再生可能エネルギー技術を含め、革新的で、クリーン、かつ効率が良く、費用支払いが可能であり、費用効果性に優れた、エネルギー技術を開発し、それを開発途上国へ相互に合意された譲渡条件により移転して、エネルギー供給の多様化をはかるという行動が、必要である。

(l) 各国のそして自主的な地域の目標が果たす役割、およびイニシアティブがあるところでは、そのイニシアティブが果たす役割を認識し、開発途上国でのエネルギー政策が貧困撲滅の努力を支えるものであることを確保した上で、エネルギー供給全体に対する再生可能エネルギーの寄与分増大を目的とし、世界全体の再生可能エネルギー資源の割合を大幅に拡大させるため、あらゆるレベルで、一種の緊急感覚を持って、行動することが求められる。

(m) 附属書 I 締約国は、資金源や技術移転および能力向上に関係する附属書 II 諸国の約束も含め、条約に規定する約束の実施をさらに進めるべきであり、またこれら附属書 I 締約国は、気候変動緩和のための国内政策ならびにこれらに該当する措置を採用することで、人為的な温室効果ガス排出の長期的な傾向を、条約の究極目的に一致する形で、率先して改善していることを実証しなければならない。

全ての締約国は、デリーでの第 8 回締約国会議で達成された良好な協力関係を歓迎し、特に、技術的な作業での進展や建設的な議論が行われたことを歓迎するとともに、第 8 回締約国会議の議長を務めた T.R.Baalu 氏、ならびにインド政府とインド国民に対し、その寛大なる厚遇への感謝を表明する。

\*\*\*\*\*

### 3 SBSTA17 及び COP8 における CDM 関連事項について

COP8におけるCDMに関連する議論は会期の初2日に重なって開催されたCDM理事会第6回会合、その後に行われたQ&Aセッション、コンサルテーション、及びCOP8総会で取り扱われた。まず、10月23~24日に開催されたCDM理事会第6回会合では、OE信任に関する現状、信任手続きガイドラインの改訂の必要性、METHパネルによるベースラインの方法論作成状況、小規模CDMの手続き、プロジェクト登録料等について議論された(詳細な内容については付録Iを参照。また、CDM公式ウェブサイトの第6回会合のレポートも参照。)

その後、CDM理事会を傍聴出来なかった人々にも情報を提供するために、24日の夜にはCDM理事会によるQ&Aセッションが開かれた。というのもCDMはビジネスチャンスとして多くの企業からも注目されているメカニズムであるが、CDM理事会会合は50名の限られた傍聴者のみにしか開放されておらず、特に米国からは理事会会合の透明性に問題があることが指摘されているため、どうしてもこのような機会を持たざるを得なかったと言える。質問の内容としてはCDM理事会会合の透明性の問題、ベースライン作成及びリーケージの計算方法のためのユーザーガイドラインの必要性、地域的な専門家知識を持っている信任チームの必要性等が主であり、特に目新しい視点が見られたわけではなかった。また、全ての文書がCDM理事会のウェブサイトに公開されているのにもかかわらず、「もっと情報を公開して欲しい」といった基本的なコメント等も出されており、情報が公開されていても一般にはなかなか浸透していない現実が浮き彫りにされていた。(Q&Aセッションの詳細なノートは付録IIを参照。)

10月25日に行われたCOP8総会ではCDM理事会の報告が行われ、各締約国からは特に理事会の規約について異議が唱えられた。サウジアラビアは「コンセンサス」の捉え方について修正点を2つ挙げ修正が認められた。また、アメリカは理事会会合の出席(attendance)及び情報開示の不十分さについて規約の修正を求めた。(COP8で採択された最終版はFCCC/CP/2002/L.5/Add.1参照。)その他、ベースライン及びモニタリングの方法論について更に詳細なガイダンスの必要性、非附属書I国のキャパシティビルディング及びApplicant operational entitiesへのインセンティブの必要性等がそれぞれEU、スリランカ・アルゼンチン・コロンビア・インドから述べられた。また、ロシアからはJIトラック2について小規模CDMプロジェクトのように簡易化された様式及び手続きを作成するよう正式文書に明記することを求めた。このような議論がCOP8総会では続き、アルゼンチン(エストラダ氏)からは、CDM理事会事項をSBSTAで扱うべきではないかという見解が出された。

COP8総会で出された様々な意見をもとに更に議論を深めていくこととなったCDM理事会は翌日10月26日にコンサルテーションを行った。その場でもサウジアラビアと米国の規約に対する異議が唱えられたが、殆どはCOP8総会で意見が出された点の再確認であり、その他は内容に直接影響しない技術的な問題であったため、法律の専門家に文章を調整してもらうということで終わった。

以上の議論を経てCOP8最終日には以下の点が決定された。

- ・ CDM理事会の修正された規約が採択された(FCCC/CP/2002/L.5/Add.1)。特に米国の主張である、京都議定書の未批准国でも批准国野オプザバーと同じ権利を有している、いう点が盛り込まれた。しかし、まだ米国やサウジアラビア等からは「コンセンサス」のあり方、透明性、出席形態(Attendance)等について異議が出ていることから、これからも規約について検討を続けることとなった。
- ・ 小規模CDMの簡易化された様式及び手順が採択された。小規模CDMについてはプロジェクト設計書等まだ完成されていない部分もあるため、その点に関しては今後検討を取り急ぎ行うこととなった。
- ・ CDM理事会がOEの認定及び指定を暫定的に行うことが認められた。従来ルールによると、OEはCOPで正式に指定されるまで営業活動を控えなくてはならなかったが、今回の決定によりOEが営業活動を控える必要がなくなり(とはいえ正式な指定はCOPで行う。)CDMプロジェクトの登録が円滑に進められることとなった。
- ・ 今後も引き続きUNFCCCサイトのCDMセクションやCD-ROMにより最新の情報を提供する。
- ・ CDMプロジェクトに参加したい締約国はDNA(Designated national authority)を早急に設置する。またUNFCCC事務局はUNFCCCサイトにauthorityの設立に関連する情報を掲載する可能

性がある。

- ・ 締約国は補助的活動への UNFCCC トラスト・ファンドに寄付することが望まれる。

このように、CDM 理事会による OE の暫定的指定が可能になったことや、ベースラインの方法論等まだ決定していない部分はあるにしても小規模 CDM の定義及び手順が採択されたことで、どうか CDM 活動の開始が可能になった。そういう意味で、COP8 は一定の成果を収めたものと思われる。

### 3.1 付録 I CDM 理事会第 6 回会合 報告 (2002 年 10 月 23~24 日)

#### (1) 運営組織 (OE) の認定について

当初期待されていた COP8 での OE 指定は行われなかった。10 月 29 日現在における OE の応募数は、アジア・太平洋地域から 5 社、西ヨーロッパ・その他地域から 2 社の計 7 社であり、それら AOE (Applicant Operational Entity) の認定審査を行うチーム (CDM-AT) 及び認定作業計画草案も決定された。しかし CDM-AT によるデスクレビュー及びオンサイト評価は 12 月末までかかる予定であり、その他の作業もゆっくりしたペースでしか進んでいない。

というのも認定審査に必要な“witnessing”の解釈や 13 分野のスコープの定義が明確でないため、「いつ」「どのように」「何回」の witnessing を行えばよいのか等が確定していないのである。結局 CDM-AP が 13 分野のスコープの定義を作成し、procedural guidance を改訂して次回会合 (2003 年 1 月) までに提出することが決定され、当ガイダンスについてのパブリックコメントも 11 月 30 日まで受け付けることとなった。

“witnessing”について具体的に決定されたことは以下の通りである。

- ・ “witnessing”はコスト抑制のためにも各 sectoral scope の全工程・全要素で行う必要はないとされた。
- ・ プロジェクト工程は 1) 確認 (validation) 2) 検証 (verification)・認証 (certification) の 2 つに分け、1) と 2) の witness の間に数年の時間があいても良いこととなった。つまり OE はプロジェクト工程毎に認定審査されることとなる。従ってまず確認活動について認定され、同時に 2) の活動が可能だということを文書やオンサイト評価の際に証明することによって暫定的な DOE として活動を開始出来る。
- ・ その後プロジェクトを実際に検証・認証する際に CDM-AT によって witness され、DOE としての素質が認められれば正式な DOE として理事会より COP に推薦されることとなる。
- ・ Witnessing は AOE が作成した文書によって (documentary evidence) 執り行ってもよい。

その他、AOE の申請料が US\$15,000 と非常に高く非附属書 I 国の OE が申請を躊躇してしまう可能性があることから、非附属書 I 国からの OE に限って申請料の支払いを 2 回に分けることが出来、AOE は最初に 50%、実際に認定され営業活動を始めるようになってから残りの 50% を支払っても良いことが決定された (当初、100% 支払えないことを “justify” しなくてはならないと記載されていたが、どのように justify するかを更に決定しなくてはならない等非常に複雑になるため、その文言は削除された。)。また、CDM-AT の条約及び京都議定書についての知見が不十分であることから 2003 年 3 月に予定されている第 9 回 CDM 理事会会合と同時期に CDM 理事会・CDM-AP・CDM-AT によるワークショップが開催されることが決定された。

#### (2) 小規模 CDM プロジェクトについて

小規模 CDM の様式及び手順に関しては特に議論されなかったが、METH パネルによって小規模 CDM-PDD、簡易化された方法論のリスト、デバンドリングについて Decision Tree ではなく新しい general criteria が次回会合 (2003 年 1 月 20~21 日) までに作成されることが報告された。また以上の件に関しても 11 月 30 日までパブリックコメントを受け付けることとなった。

#### (3) ベースライン及びモニタリングについて

小規模 CDM 関連の作業に加え、新方法論の提案について準備を始めると共に新方法論をレビューする専門家を UNFCCC サイト上で募集することとなった。専門家によるレビューは基本的に 10 日以内に行われるとされたが、短すぎるのではないかという意見が多く柔軟的に対応することとなった。現時点においてはまだ専門家がいいため、METH パネルがレビュー活動を代行するがこれは 10 日以内とは限らない。その他、事務局に CDM プロジェクト、専門家リスト、新しい方法論のリストなどの

データベースを作成・編集してもらっている。METH パネルとしては CDM プロジェクトが開始される前に方法論等を作成するのではなく、プロジェクトが動き出し実際の方法論の評価等を経験することによって新しい知見を得たいとしている。

#### (4) CDM Project Activity Registration Form について

プロジェクト参加者の名前リスト及びプロジェクトが該当するセクター（部門）を記載する点が追加された。（具体的には CDM サイトの CDM 理事会第 6 回会合報告書 Annex2 参照。）

#### (5) CDM 登録簿について

国際取引ログを利用するような立体的なシステムにするか、蜘蛛の巣状のフラットなシステムにするかについて COP8 前に行われた登録簿のコンサルテーションで議論され、前者に決定された。CDM 登録簿は他の登録簿の見本になるよう早期に開発することが求められており、2003 年にも作業を始める必要性が確認された。

#### (6) CDM プロジェクトの登録料について

小規模 CDM プロジェクトは手続きが簡易化されているため OE による評価も簡単であるという点から、普通の CDM プロジェクトよりも登録料を低くすることとなった。また普通の CDM プロジェクトもクレジット期間の年間排出削減量（トン CO<sub>2</sub> 換算）によって登録料に差異を設けることになった。

登録料の計算方法は以下の予測をもとに算出されているがあくまでも事務局の予測であり根拠は薄いと思われる。なお、年間 CDM プロジェクト及び小規模 CDM プロジェクトの登録件数はそれぞれ 200 件・100 件と予測されている。

2003 年における registration cost(通常サイズ 1 件) :

METH パネル	US\$ 7,500	(各会合 4-5 methodologies/entities)
Expertise	US\$ 7,500	
その他	US\$ 500	
	US\$15,500	

### Initial administration fee at registration stage ("Registration fee")

Tonne of CO <sub>2</sub> equivalent reductions per year over the crediting period (estimated/approved)	US\$(*)
小規模 CDM プロジェクト (= <15,000)	5,000
>15,000	10,000
>50,000	15,000
>100,000	20,000
>200,000	30,000

Based on the information provided in CDM-PDD the level of reductions over the indicated crediting period will be estimated by the project participants. The estimate shall be approved by the DOE.

(\*)The registration fee paid will be deducted from the share of proceeds due at issuance of CERs

#### (7) COP9 までの会合予定

理事会会合	日程及び場所
第 7 回	1 月 20~21 日、ボン
第 8 回	2 月 17~18 日、ボン
第 9 回	3 月 17~18 日、ボン
第 10 回	5 月 9~10 日、ボン
第 11 回	6 月 16~17 日 (SB18 : 6 月 2~13 日)、ボン
第 12 回	8 月 4~5 日 (COP9 へ提出するレポートの作成)、ボン
第 13 回	10 月 6~7 日、ボン
第 14 回	11 月 27~28 日 (COP9、COP/MOP1?) COP9 と同じ場所

## (8) その他

### Rules of Procedure of the Executive Board of CDM について

CDM 理事会については特に透明性の問題が大きく取り上げられ、いくつか規約が付け加えられた。この文書に関しては、未だ議論の途中であり、最終版はこれから発表される予定である。

### イランの Mohammad Reza Salamat 氏の辞任

サラマート氏が第 6 回会合限りで辞任したのに伴い、アジア地域から新しいメンバーが選出されることになった。

### 次回会合について

次回は 1 月 20~21 日にボンにて開催される。オブザーバーの申し込み期限は 12 月 30 日 17:00 まで。また、次回のアジェンダに対する意見は 12 月 23 日まで。

## 3.2 付録 II Q&A セッション ノート (2002 年 10 月 24 日)

Q1. 投資的追加性について、最近議論されているのか？

A1. 資金的追加性は非常に複雑な問題であり若干は議論されているが、排出源 CDM プロジェクトは基本的に排出量がベースラインよりも削減されていれば「追加的」とであるとみなす。

Q2. ベースラインと Modalities について以下の通り 2 通りの決定方法があるがもっと特に②について例示やリーケージの計算方法を提示したユーザーズガイドラインが必要だと思う。

①プロジェクトからベースラインが提出されて、それを CDM 理事会が認める。

②CDM 理事会が作成したベースラインをプロジェクト参加者が利用する。

A2. そのとおりだが難しい。CDM 理事会としても委任事項以上のことをする必要がある。基本的には実際のプロジェクトのベースライン（方法論）を検討することで様々な新しい知見を得たいと思っている。また、どの時点で事業者はベースラインを作成するべきか？といった問題も解決しなくてはならない。

Q3. 小規模 CDM における 3 つ目のカテゴリーの解釈について

A3. マラケシュ合意で隔離プロジェクトは含まないということと決定された。

Q4. OE の信任が COP8 までに間に合わなかった理由、及び今後の展望について

A4. CDM-AP は手順について作業を行っていたのであり別に作業が止まっていたわけではない。実際に 7 社から申請を受けており、信任審査は既に始まっている。

Q5. 実際の CDM を利用して OE の信任審査が行われるということは、まだ信任されていない潜在的 DOE が validate, verification, certification を行うという理解で正しいのか？

A5. その通り。

Q6. 登録簿についてどうなるのか？

A6. 国際的取引ログを各国の登録簿が経由する形のシステムが作成されることが決定された。

Q7. 2003 年までにプロジェクトが 200 件、SSC が更に 100 件と言われているがどうやってその数値は算出されたのか？

A7. AIJ 件数などから、とりあえずたたき台として設定した単なる予測である。

Q8. CDM 理事会の COP9 までの（2003 年の）優先的ミッションは？

A8. CDM 理事会の委任条項はあくまでも COP が決定することなので、すべては COP 次第。

Q9. 小規模 CDM のリスクは誰が負担するのか？例えば小規模 CDM プロジェクトが実施された結果発行された CERs は保証されているのか？

A9. DOE の手違いで発行してしまったのでなければ保証されているが、実際それが排出権市場で取

引されるかどうかはバイヤー次第であるため保証は出来ない。理事会としても規約という形でセーフガードを作成している。

Q10. 信任プロセスはもっとオープンにするべきではないのか？

A10. すでに十分にオープンになっている。CDM サイトを参照して欲しい。

Q11. 部門的だけではなく地域的にも専門的な知識を持っている AT が必要だと思う。

A11. 非附属書 I 国からの OE も募集しやすいようにインセンティブを設置した。確かに部門に関する専門家ばかりに焦点が当たっていたかもしれないが、地域的な専門家も確かに必要である。

Q12. ベースラインは基本的にボトムアップで決定するようだが、様々なプロジェクト間の整合性等はどうやってとるのか？

A12. すべての方法論は Meth パネルが検討するので、その時点で整合性が取れるようにする。

### 3.3 付録 III COP8 総会での CDM 理事会の報告ノート (2002 年 10 月 25 日)

#### CDM 理事会議長

年次報告書に従い、理事会の規約、小規模 CDM プロジェクトの簡易化された様式と手続き、OE 信任の手順ガイドライン、ベースライン及びモニタリングパネルの活動、資金難の現状等について報告を行った。また、イランのサラマート氏の辞職についても報告された。

#### サウジアラビア 理事会の規約について異議あり。

##### ① 規約 29 パラ 2 修正

The Chair declares that consensus is reached when there is no objection made.

今までは、議長はコンセンサスが得られたことを確認するだけでよかったが、サウジ案では「異議なくコンセンサスが得られたことを議長が宣言する」というように修正。

→認められた。

##### ② 規約 30 修正

“no objection basis”となっているが、このような使われ方は今までしたことがないことから「コンセンサスを得る」と修正。→認められた。

#### EU

① ベースライン及びモニタリングの方法論について更に詳細なガイダンスが必要。(「追加性」等についても。)

② 小規模 CDM における 3 つ目のカテゴリーの解釈について疑問がある。通常規模のプロジェクトも誤って含まれる可能性があり、そのようなプロジェクトをしっかりと除外できるような定義にしなければならない。

ロシア JI トラック 2 についても確認・検証・認証などの取引費用が障壁になる。SSC のような簡易化された様式および手続きを JI トラック 2 にも作成されるよう正式文書に明記して欲しい。又その旨を SBSTA に引き継いでもらいたい。

オーストラリア CDM 理事会の規約は非常に合意するのは難しいが採択できるようにしたい。

スリランカ 途上国にとってはキャパシティビルディングが非常に重要。途上国からも OE として企業が申請できるようにインセンティブを与えて欲しい。

USA 会合の開催方法に透明性が欠ける。Attendance が認められているが(会合にオブザーバーが出席できるようになっている)、実際には webcast や隣の部屋でスクリーンを見るような形式になっているのでは実際に「出席」していることにはならない。事務局は考え直す必要がある。

**アルゼンチン** CDM は世界的に非常に期待されているメカニズムであり削減目標の達成にも大きく関わっているため、登録料等 CDM の条件が利害関係者の挫折感につながるようなものであってはならない。資金の面では GEF の報告書は非常に大切であると言える。こういった CDM の問題は COP で話し合うべきではなく、SB の段階で十分に議論してから持ってくるほうが良いのではないか。(ベネズエラ)

**コロンビア** 高い取引費用が障壁。また、オープンな議論やフィードバックは非常に大切。

**インド**

- ① OE の申請料 (\$15,000) は潜在的 DOE を思いとどまらせてしまう危険性がある。
- ② ベースラインの引き方が明瞭でない。(スロバニア)
- ③ CDM は附属書 B 国を援助する必要があるため、資金は「寄付」という形で集めるのではなく経費として支払い、またそれを証明する必要がある。

**議長** CDM コンサルテーションミーティングを開催し、更に意見を募る。

### 3.4 付録 IV コンサルテーション ノート (2002 年 10 月 26 日)

**サウジアラビア** (前回と同じ訂正点)

**クウェイト** 規約 8 は代理メンバーのみに適用するべきで、正式なメンバーについては適用するべきではないのではないかと→既にマラケシュで決定している文章であるため変更はしないこととする。

**USA**

- ① Parties というときに、注釈で京都議定書だけではなく、UNFCCC の締約国も含まれることを明示したほうがよいのではないかと→内容に関係なく技術的な問題であるため、反対意見はなかったが、注釈で入れるより規約 2 (定義) のセクションに導入するべきであるなどさまざまな意見が出た。結局規約 2 パラ 13 を変更していれる方向になっているが、文章はペンディングされたままである。(法律の専門家によって調整されることに決定。)
- ② 透明性の問題で規約 30 に異議あり。→議長がすべて必要な情報は開示することになっているが、confidentiality の問題もあり、それを尊重するような方法で開示することになった。事務局、カナダ及び数国が文章について修正をし、結局以下の文章に決定した。  
Along with the proposed decision, the chair shall provide, subject to the applicable confidentiality requirements, the relevant facts that in the chair's judgment, justify decision making pursuant to the rule 30.
- ③ Attendance の問題 (COP8 総会で挙げられた問題点と同じ。)

以上  
(蛭田 伊吹)

## 4 COP8 及び SBSTA17 における吸収源 CDM について

SBSTA16 から始まった「CDM 活動に新規植林と再植林を含めるための定義及び方法」(吸収源 CDM) の策定についての検討作業が、今回の SBSTA17 でも引き続き行われた。今回もコンタクトグループという形式で前回と同じ議長 (K.ザッハ氏 (ドイツ)、T.クルッグ氏 (ブラジル)) のもと、再植林、非持続性、追加性、ベースライン、リーケージ、社会経済的・環境的影響、不確実性といった言葉の定義及び様式について、既に提出されている各国の意見書をもとに議論を重ねた。もともと SBSTA16 で採択された作業スケジュールの通り、COP9 までに定義及び様式を策定するという予定であるため、今回は各締約国からそれぞれの言葉の定義や様式に対する意見を募るのみにとどまった。コンタクトグループ会合は全部で 4 回行われ、内 1 回は非公式であった。日本及びその他締約国の対応及び意見は以下の通りである。

## 日本の対応

基本的には通常の CDM（排出源 CDM）の規約に準ずることとし、それにあてはまらない事柄については必要な修正を加えて規約を作成するというスタンス。EU や G77+China のような更に詳細で実質的に大きな制約条件を課す可能性のある提案には消極的である。

個別の議論に対する対応としては以下の通りである：

### 定義

**森林**：京都議定書 3.3 条及び 3.4 条と同様。

**再植林**：途上国の 1989 年の土地利用簿が未整備であり、衛星データについても問題点が多いこと等から 1989 年末に森林でなかったことを立証するのは非常に困難であることを念頭に、再植林 CDM プロジェクトの基準年を 1989 年に固定することは反対している。カナダ案は基準年を 1999 年末にすることを提案しており、コロンビア案は基準年を事業開始の少なくとも 10 年以上前にすることを提案している。日本としては両方ともサポートしつつ、特にコロンビア案がベースになるような場合は、「10 年」という年数をなるべく小さくするようにしたいと思っている。

### 方法論

**ベースライン**：自然条件が同一な地域における複数のプロジェクトについては既存の地域的なデータ等を利用して共通のベースラインを設定。

**非永続性**：非永続性問題を解決できるアカウンティング手法を開発する。例えば改良コロンビア案は更新可能な Temporary credit を与えることを提案している。しかし、1つの方法だけではなく、他のオプションもあるべきであると主張している。

**追加性**：プロジェクト実施によりベースラインよりも炭素蓄積が得られていればそれをもって追加性があるとみなすべき。

**リーケージ**：排出源 CDM と同様の扱い。

**不確実性**：IPCC の LULUCF グッド・プラクティス・ガイダンスで検討されているため、それに基づいて対応すべき。

**社会経済的・環境的影響**：排出源 CDM と同様。

**クレジット発生期間**：排出源 CDM（7 年～21 年）よりも長い期間を選択出来るようにしたい。

### 小規模吸収源 CDM について

小規模吸収源 CDM の定義を定め、小規模排出源 CDM と同様、簡易化された手続きを適用すべき。

### 他締約国の対応及び意見

全体としては、EU や G77+China は社会経済的・環境的影響への考慮や追加性等について細かく検討することや、ガイドラインの必要性等を主張しており、排出源 CDM よりも更なる制約条件を課すような意見を述べていた。また、コロンビア等は炭素捕獲のためのみに森林を利用することに対する懸念を示しており、カナダも（実質的にも資金的にも）持続可能な吸収源 CDM 活動を援助する発言をしていた。

特に非永続性の議論に関しては、EU から Temporary CER (TCER) の導入が提案されており、それに関して説明等がなされた。



**TCER について (EU 案)**

- ・ 吸収源 CDM によって発行されたクレジットは、約束期間の削減目標達成に利用しても良いが、有効期限は5年。
- ・ 有効期限が来たものは、モニタリングによりまだ完全に隔離されているかどうか確認する。
  - 隔離されていることを確認 → クレジットが再発行される。
  - 既に隔離されていない (reversed)
    - TCER は失効し、その分が AA から指し引かれる。
    - (よって削減目標に利用している場合には、その分を他のクレジットで置き換えなくてはならない。)

個別の議論に対する対応としては以下の通りである：

**定義**

再植林：上記（日本の対応）参照

**方法論**

**ベースライン**：中国・コスタリカ・ツバルといった途上国はプロジェクト毎に設置することを提案しており、特に中国は、クレジット発生期間中は定期的に見直し再設定すべきとしている。それに対しカナダは日本と同じく、プロジェクト毎の設置に加え標準化されたベースラインも認めることを提案している。その他、中国は土壌中の炭素もベースラインに含めるべきとしている。

**非永続性**：EU からの提案に対し、中国、コロンビア、コスタリカ、ウルグアイ、アメリカ等が賛成しており、カナダからの Insured CER に関しても、同じような国々から賛同を得ている。また、スイス及びツバルはそれらの提案に基本的には賛同しているが更なる検討の必要性や責任の所在の明確化等を唱えている。G77+China は、吸収源による炭素隔離が天然資源や生物多様性の保全の持続可能な利用に貢献するという認識を示しているが、一方で炭素隔離は一時的でありプロジェクト期間後ホスト国は隔離された吸収量を維持する責任を負わなくて良いものと考えている。

**追加性**：カナダは、日本と同じく炭素吸収量がベースラインよりも増えていればそれをもって「追加性」を認めるべきであると主張しているが、EU は資金的追加性や環境的追加性を「追加性」と考えるべきであるとしており、また G77+China は追加性の中に社会経済的影響も考慮する必要がある点を主張した。また、ツバルは吸収源 CDM プロジェクトを木材生産のためではなく、炭素吸収増大のためだけに行うことを主張したが、コロンビア等は地域の持続可能な発展のためにも炭素吸収のみに利用することに反対しており、カナダもプロジェクトは資金的に持続可能な（投資する価値のある）ものでなければ成功しない点を挙げコロンビア等に賛成した。

**リーケージ**：カナダ、スイス、コロンビアは排出源 CDM でのリーケージの取り扱いで十分であるとしているが、中国、ボリビア等はクレジットを一定率で割り引くことでリーケージ分を考慮する点を主張している。しかし日本としては、クレジットを一定率で割り引くことは科学的根拠がないことから反対している。また、リーケージには直接的な影響以外の要素も多く含まれており定量化することが困難であることから、ブラジルは第1約束期間においては直接的な影響のみを考慮することを指摘した。その他、カナダは IPCC の LULUCF に関する特別報告書第5章3項にまとめられているリーケージに関する事項を参考にすべきであることを提案した。

**不確実性**：カナダ、EU、ウルグアイはマラケシュ合意の範囲で対処することを主張し、インドはエネルギーセクターにおける CDM よりも不確実性が高い吸収源 CDM に関しては IPCC のグッドプラクティスガンダンス以上の観点が必要と主張した。

**社会経済的・環境的影響**：カナダ、ウルグアイ、マレーシア、コロンビア、ボリビア、チリは、マラケシュ合意に CDM の実施システムの影響について考慮する方法が既に含まれていることから、特に追加的な国際基準等は必要なしと主張し、基本的にホスト国の責任で行うのが良いという見解を示した。しかしツバル、インド、ノルウェイ等はホスト国のみの問題ではないことを主張し、一連の条件が必要性を説いた。

**クレジット発生期間等について**：EU、コロンビア、ボリビア等が排出源 CDM よりも長いクレジット発生期間が必要な点を主張したが、ブラジル及び中国は、更新なしで最大 20 年にすることを主張した。

(注)ツバルは**リーケージ**、**追加性**、**社会的・環境的影響**、**不確実性**について PDD 内にチェックリストを設けることを主張。

#### 小規模吸収源 CDM について

コロンビア、ボリビア、ウルグアイ、チリが小規模吸収源 CDM の簡易化された手続きを認めるとしたが、中国、マレーシア、ブラジルは、マラケシュ合意の小規模 CDM に関する定義の中に吸収源 CDM が当てはまらないことから、吸収源 CDM は小規模 CDM として扱えないと主張した。また、EU は現時点で小規模吸収源 CDM について議論するのは時期尚早だと述べた。

その他にも様々な意見が募られたがその内容に関しては今回の結論案（FCCC/SBSTA/2002/L.22）には反映されることなく、今後も SBSTA16 の際に決定した作業プログラムに則って今後も検討を続けていくこととなった。具体的には以下のようなスケジュールに沿って作業が行われる予定である：

- 1) 事務局は 2002 年 12 月までに吸収源 CDM の様式に関する意見文書及び SBSTA17 における議論をもとに、非持続性、ベースライン・追加性、リーケージ、社会経済的・環境的影響についてオプション・ペーパーの作成する。
- 2) 2003 年 2 月初旬にワークショップ（ブラジルがホスト国になる意思を示している。）を行い、吸収源 CDM のシステムに関する意見交換を行う。
- 3) 2003 年 3 月 15 日までに吸収源 CDM の様式についてのテキスト案を各国が提出する。
- 4) 2003 年 6 月 9 日～20 日の SBSTA18 において吸収源 CDM の Annex のテキスト案をもとに交渉テキストを検討する。
- 5) 2003 年 12 月 1 日～12 日の SBSTA19 において吸収源 CDM の Annex 案を COP9 に勧告し、COP9（COP/MOP 1）で決定する。

#### 4.1 付録 吸収源 CDM 第 2 回コンタクトグループの議事録（2002 年 10 月 26 日）

非持続性及びベースラインの方法論については既に意見徴収済み

今回は追加性、リーケージ、社会的経済的影響について意見を募る。（不確実性についても考慮するはずだったが時間切れのため行われなかった。）

##### 追加性について

**G77+China** 追加性及び社会的経済的影響が特に気になる。すべての定義は社会的経済的影響を考慮して作成しなければならない。

**日本** マラケシュ合意に書いてある以上のことを求める必要はない。

**EU** 「追加性」は正しく定義されていないと該当しないプロジェクトまで承認されてしまう懸念がある。更にデータが必要なのではないか。

**カナダ** 排出源 CDM についての定義で十分。投資的追加性については、守秘義務（confidentiality）についても十分に考慮する必要がある。社会的・経済的影響の追加性は、「追加的であるか」という観点から評価するのではなく、ホスト国でそのプロジェクトを承認（approve）するかどうかという時点で選

扱すればよい。追加性の概念をベースラインに入れようとする非常に複雑になるため、入れない方がよい。

**ボリビア** ベースラインに国の状況を考慮することが必要であるため、「追加性」と「ベースライン」は分けて考えることは出来ない。方法論の中で出来るならば CDM 理事会に作成してもらってもよい。炭素隔離（吸収源 CDM）は公平に扱われるべき。

**ツバル・スイス** 「追加性」に関する誤解を緩和するために特別な対処方法を記したガイダンスが必要。

**NZ** G77+China の言うように社会的・経済的影響を「追加性」の定義にもとから含むべき。また、EU の言うように環境・社会的・経済的追加性だけでなく資金的追加性を優遇するべきかを考えなくてはならない。

**スイス** 排出源 CDM での定義と同じにするのがよい。

**コロンビア** 炭素捕獲のためのみに森林を利用するのは相応しくない。

**EU** 持続可能ならばどんなことでもよいというわけではなく、追加的である必要がある点がポイントである。

**カナダ** Emission additionality についてはコロンビア・ノルウェーに賛成。カナダでこのトピックに興味がある企業は投資に興味があるわけではなく、CER の獲得に興味がある。つまり資金的に持続可能でなければ CDM は絶対にうまくいかない。また、投資がないことが障壁となって資金的に魅力的なプロジェクトであっても実施されないことがある点に注目すべき。

#### リーケージについて

**カナダ** 若干修正するのみでこれ以上大幅に改訂する必要はない（スイス）。負のみでなく正のリーケージについても考慮すべき（セネガル・ブラジル）。IPCC の LULUCF に関する特別報告書の 5 章 3 項にリーケージについて既にまとめられている。それを参考にするべき。

**EU** LULUCF 活動によって人の流動が起こり、リーケージが大きくなる点に注目。もっとリーケージを最小限にとどめる方法を考える必要がある。バウンダリーの問題もある。

**ツバル** 他の概念の定義が分からないのにリーケージの定義は決定できない。リーケージのベースラインも算出する必要が出てくる。チェックリスト・アプローチはどうか？

**中国** パラ 51,52 は良いが、問題の性質を理解する必要がある。リーケージの結果どうなるかをよく理解するべきであり、IPCC にリーケージ評価をしてもらうべき。

**チリ** 「森林」とは農作や人間活動が少なく、経済的便益を得るのが難しい場所を指す。つまり LULUCF/CDM 活動は条件の悪いところで行われる。CDM は Dec.17/CP.7 内で行われるだけで既にリーケージについて考慮したことになる。リーケージについて必要以上に問題視しているのではないか。

#### 社会的・経済的・環境への影響について

**議長** もっと影響について考慮する必要があるとしたらどのように考慮すべきか、追加的に条件を設けるべきか、遵守状況は誰がチェックするのか、の 3 点の質問について意見を募る。

**カナダ** マラケシュ合意により、CDM の実施システムに影響について考慮する方法が既に含まれて

いることから、特に追加的な条件等は必要なし。例：PDD・ホスト国の承認・「評価する必要があるれば行う」という文言等。基本的にホスト国の責任で行うのが良いのではないか。

**インド・ツバル** ホスト国のみの問題ではないため、一連の条件が必要になる。チェックリストでもよい。

**ウルグアイ・マレーシア** ホスト国が条件を設定するのが良い。

**コロンビア** クレジット期間が短すぎるため、考え直す必要がある。地元の住民に必要なプロジェクトがその機関に行われなかった場合地元としては負の影響を受けることになる。

**ウルグアイ** 認められた環境影響評価基準等で評価する必要がある。クレジット期間も延長する必要がある。

**EU** チェックリストを入れる必要がある。

以上  
(蛭田 伊吹)

## 5 議定書 5、7、8 条関連事項について

京都議定書上の約束における先進国の遵守状況を明らかにするための、実際の排出量/吸収量における 5 条（方法論上の問題）、7 条（情報の報告）、8 条（情報の審査）のガイドラインについては COP7 のマラケシュ合意でほとんどの部分が合意（決議 22/CP.7 ほか）されたが、他の決議と首尾一貫性を保つために一部が完成されなかったため、2002 年 6 月の「科学的と技術的助言のための第 16 回補助機関会合（SBSTA16）」及び今回の SBSTA17 で検討し、COP8 で採択することになっていた。

今回の会合では、SBSTA16 ですでに合意されていた事項と合わせて 7 条、8 条ガイドラインの保留部分の作業がすべて終了した。今後は、ガイドライン運用のための詳細事項の議論に焦点が移ることになるが、COP9 で採択される CDM における新規・最植林の定義と方法の決定によっては、ガイドラインの見直しの可能性も残されている。

また、COP8 では京都議定書における排出枠及びクレジットの保有を記録する「登録簿システム（国別登録簿・CDM 登録簿・取引ログ）の早期運用開始を念頭に置き、「登録簿システム間のデータ交換のための技術基準」が採択されることになっていた。COP8 会合前にも専門家による会合が開催されたが、広範に渡る技術基準のなかの「一般設計要件」が採択されたものの詳細な「機能的・技術的仕様」に関する技術基準は、IT 専門家を交えて COP10（2004 年）の運用開始を目指して今後も会合間会合や SBSTA/COP にて引き続き検討していくことになり、COP8 以降直ちに各国が国別登録簿作成に取りかかる状況にはならなかった。

また、SBSTA16 ですでに合意されていた先進国の温室効果ガス排出インベントリーの報告・審査改訂ガイドライン（FCCC/SBSTA/2002/L.5/Add.1 及び Add.2）が採択されたほか、この審査をするための専門家要請のための UNFCCC 事務局のパイロットフェーズでの訓練作業状況に関する説明会も開催された。以下に主な決議事項を概説する。

### 5.1 議定書 7 条、8 条ガイドライン（FCCC/SBSTA/2002/L.15 及び Add.1～2）

□ ERUs/CERs/AAUs/RMUs に関する情報の報告（議定書 7 条 1 項）、及び国別登録簿に関する情報の報告（議定書 7 条 2 項）

京都メカニズムで取引対象となる各ユニット（ERUs/CERs/AAUs/RMUs）の保有状況や取引状況は、議定書 7 条 1 項に基づく情報として国別報告書の一部として条約事務局に提出され、専門家審査チーム（ERT）の審査を受けることになっている。SBSTA17 では、SBSTA16 での議論とその後の各国からの提出意見に基づきこの報告内容に関する議論を行った。

➤ この報告に使用する電子フォーマットは、2004 年 3 月に条約事務局案が出され、各国の意見提出を経て SBSTA20（2004 年）に検討予定。

- 先進国は、毎年保有する排出枠やクレジット（ERUs/CERs/AAUs/RMUs 以下「ユニット」）の保有状況を報告することになっているが、今回採択されたガイドラインでは、企業の持つ口座のユニット保有高の「合計」が報告対象となり、個別企業の情報が審査対象にならないことが明確になったほか、ユニットの保有高は年初と年末の時点のものを報告すること、CDM 新規再植林事業で得た CER は他と区別すること、不正や矛盾の対象となったユニットに関して報告する情報内容などが明記された。
  - 国別登録簿に関する情報については、不正や矛盾を防止するための対策や、手続きなどの説明を報告することが明記された。
- 初期割当量や ERUs/CERs/AAUs/RMUs に関する情報の審査、国別登録簿に関する情報の審査（議定書 8 条）
- 議定書 3 条 7 項、8 項に基づいて算定される先進国の初期割当量や設立された登録簿の初期審査手順、各ユニットや登録簿に関する情報の年次及び最終審査手順による対象、手順、時期、審査に対する意見提出手続き（スケジュール）が明記された。
  - 登録簿の初期審査の際には、機能の確認をするためにサンプルデータによるテストバージョンの取引ログとのデータ交換を実施する。
- メカニズム使用資格を停止された国に対する迅速な資格回復の審査

マラケシュ合意で決定された「京都メカニズム使用資格」に対して、不適格であると判断された国の「迅速な資格回復手続き」は、COP7において日本などの提案によりガイドラインとして明記されることになった。6月のSBSTA16においてはEUが「通常の審査プロセスと報告方法、また遵守手続きと一致させなければならない」とコメントするなど、どこまで通常の手続きを迅速化できるかが焦点であった。SBSTA16では資格回復のための審査申請手続きと、専門家審査チーム（ERT）の召集など申請に応じる事務局の対応、審査対象などが合意されたが、ERTの審査結果報告書草案作成から当該国との意見交換、そして最終報告書提出までのスケジュールで合意することが出来ず、SBSTA17ではこの部分が検討され、下記のように合意された。

- 資格停止された締約国は、対象となった要件を満たしていることを証明する情報提出の6週間前に事務局に資格回復手続きの申請をし、事務局はこの要請を受けて「もっとも迅速な方法で」ERTを召集し、正式な情報提出の2週間以内に審査手続きが開始される。ERTは提出を受けてから5週間以内に審査報告書案を用意し当該国から特に意見が無ければこれが最終報告書となる。

## 5.2 登録簿システム間のデータ交換の技術基準（FCCC/SBSTA/2002/L.15/ Add.3）

国別登録簿・CDM登録簿・取引ログ間の確実に透明性が高く効率的なデータ交換のための技術基準をCOP8で採択、また事務局は取引ログを遅くともCOP/MoP-2までに構築するというマラケシュ合意での決議に（決議17/CP.7）に基づき、6月のSBSTA16開催前に登録簿に関する会合間協議が開催された他、SBSTA16でも非公式の意見交換が行われた。6月の会合間協議では各国の国別登録簿構築状況に関する意見交換が行われ、これを受けてニュージーランドのMurray Ward氏が作成した、SBSTA17での技術基準に関するさらなる協議のためのインフォーマルペーパー（6月13日付）が配布された。このペーパーに基づいて、各締約国は技術基準として考えられる要素や、登録簿に関する将来の作業などに関する意見を提出した。

COP8開催前にも会合間協議がデリーで開催され、システムの専門家を交えた議論が実施され、COP8でも技術基準の包括的な採択も期待されたが「技術基準」に優先順位をつけまず基礎となる「一般設計要件」を今回採択し、さらに継続的に作業を実施していくこととなった。

今回合意された「一般設計要件」にあたる主なものは下記の通りである。

- 登録簿システム間のデータ交換時に使用する最低限の要素
- 取引完了時点や二重取引を防止するための取引規則

- 登録簿システム間の連携方法（取引ログでつながった中央コミュニケーションハブ）
- 稼働時間（予定休止時間は最小限とする）
- 記録データの正確性確保のための内部チェック機能保持、災害時のデータ保護及び機能回復などの登録簿インフラストラクチャー基準
- データ一貫性確保のための取引ログの役割（国別登録簿の情報を「毎日」照合）やデータ不一致の取扱い

今後は、登録簿システム間のインターフェースに関する「詳細の機能的仕様」「詳細な技術事項」をIT 専門家の支援を受け COP9 で完成させ、COP10 までに取引ログ間とのデータ交換の実施試験を行う予定となっている。また、各国に対して早急に登録簿運営管理者を指名するように要請した。一方、COP9 における新規・再植林 CDM の決議にしたがって翌年の SBSTA20 で検討することとしている。

### 5.3 議定書 3 条 2 項「実証可能な進展」の報告及び審査 (FCCC/SBSTA/2002/L.6)

マラケシュ合意において（決定 22/CP.7）、附属書 1 締約国が 2006 年 1 月 1 日までに提出することになった議定書 3 条 2 項に基づく実証可能な進展についての情報の提出方法については、6 月の SBSTA16 ですでに合意されており（FCCC/SBSTA/2002/L.6/Add.1）、今会合では採択を残すのみだった。

SBSTA16 では途上国は実証可能な進展の報告・評価の方法を厳格にするように求める一方、先進国側は議定書 3 条 2 項に記載されている内容で十分であるとして、このために特別の報告様式や審査手続を設けることはするべきではないと主張した。最終的には、この報告は条約の国別報告のガイドラインおよび 7 条ガイドラインに従って実施され、COP7 での政策と措置に関する決定文書 13/CP.7 に即したあらゆる妥当な貢献を含めること、報告は第 4 回国別報告に矛盾がないものであること提出された、報告は事務局によって編集され 2006 年の最初の SBI で検討されることに最終的に合意した。決議の内容は以下の通り。

- 附属書 1 締約国は、2006 年 1 月 1 日までに「2005 年までの実証可能な進展」についての報告書を提出する。
- 報告書に含まれるのは、①国内措置および国内遵守と施行のプログラムの説明 ②GHG の傾向と予測 ③約束達成に向けて GHG の傾向・予測と国内措置の整合性 ④10 条、11 条の約束のための活動など。
- 締約国は条約に基づく国別報告書の報告ガイドライン、議定書 7 条の情報準備のガイドラインに従って報告書を準備する。
- 報告書は上記の 4 つの項目ごとに章立てされ、第 4 回国別報告書（2004 年 11 月から 2006 年 11 月の間に提出予定）と矛盾がないこと。
- この報告書は、提出後最初の COP/MoP において SBI（実施のための補助機関）が議定書 3 条 2 項に基づく「2005 年までの実証可能な進展」の審査のために使用すること。

以上  
(高橋 浩之)

---

#### 【議定書条文解説】

##### □ 3 条 2 項（実証可能な進展）

- 附属書 I 締約国は、2005 年までに議定書に基づく約束達成にあたって明らかな進捗を実現していなければならない。（...shall have made demonstrable progress....）

##### □ 5 条（調整）

- 1 項；附属書 1 締約国に対して温室効果ガス（GHG）の排出量および除去量（吸収量）の推計方法のための国内制度（National System）の整備を義務付けている。COP/MoP はこの推計方法のためのガイドラインを決定することになっている。
- 2 項；この推計方法が IPCC の承認した方法、および COP3 合意した方法によらない場合は、COP/MoP-1 決定に従って「調整（adjustment）」が必要としている。

- 3 項；各温室効果ガスの地球温暖化係数（GWP）の決定方法などについて。
- 7 条（情報の報告）
  - 1 項；附属書 1 締約国は、COP の決定に基づいて提出する GHG 排出量および除去量（吸収量）に関する目録（inventory）に議定書 3 条の約束を確保するために必要な補足的な情報を含めなければならない。
  - 2 項；附属書 1 締約国は、条約 12 条に基づいて提出する自国の情報（National Communication）に議定書 3 条の約束（GHG 排出量削減目標）の遵守を明らかにするために必要な補足的な情報を含めなければならない。
  - 3 項；附属書 1 締約国は、自国に対して議定書が効力を生じた後、約束期間の最初の年に対して求められる最初の目録（inventory）に 1 項の情報を含める。附属書 1 締約国は、自国に対して議定書が効力を生じた後、および 4 項の規程に定める指針が採択された後、約束期間の最初に提出する自国の情報（National Communication）に 2 項の情報を含める。
  - 4 項；上記 1、2 項に基づいて附属書 1 締約国が提出する情報を規定している。COP/MoP-1 に対して提出する情報の準備のための指針を採択すること、そして、第一約束期間前に割当量の計算方法を確立することを求めている。
- 8 条（情報の審査）
  - 1 項；7 条に基づいて附属書 1 締約国が提出する情報は、COP の決定および 8 条 4 項で決定される指針に従って専門家審査チーム（ERT; expert review team）が審査する。7 条 1 項の情報は、排出の目録（inventory）／割当量の毎年の編集および計算の一部として、7 条 2 項の情報は情報の送付（communications）の一部として審査される。
  - 2 項；ERT は COP または政府間機関が指名するものの中から選ばれる。
  - 3 項；ERT による審査の評価報告は COP/MoP に提出され、すべての締約国に送付される。報告における疑義（question）は、COP/MoP でさらに審査される。
  - 4 項；ERT による審査ガイダンスを、COP/MoP-1 で採択しその後定期的に審査する。
  - 5 項；COP/MoP は SBSTA の支援を受けつつ、①7 条に従って提出する情報、8 条にしたがって ERT が作る報告書 ②締約国による疑義 を検討（consider）する。
  - 6 項；COP/MoP は上記 5 項の検討に基づき、議定書の実施のために必要な事項を決定する。

## IPCC 関連事項

### 6.1 研究および組織的観測について（FCCC/SBSTA/2002/L.27）

1. 今後の会合において、国際的および政府間の研究プログラムの活動について締約国に報告し、気候変動関係の研究に関する問題について定期的に発表、検討すること、および研究ニーズ及び優先性とそれに対処する方法および手段を検討するためのフォーラムを提供する。
2. 研究および組織的観測について、統合的な国際的努力と IPCC による評価が重要であり、開発途上国出身の科学者も気候変動研究に一層活発に参加する必要がある、かつ開発途上国における研究および組織的観測に関する内発的なキャパシティビルディングを支援していく。
3. 国際研究プログラム間の協力を拡大する。

なお、国際研究プログラムには、I GBP、I HDP、WCRP などがある。

I GBP	:	地球圏—生物圏国際協同研究計画
I HDP	:	地球環境変化の人間・社会的側面に関する国際研究計画
WCRP	:	世界気候研究計画

## 6.2 IPCC 第3次評価報告書 (TAR) の取扱いについて (FCCC/SBSTA/2002/L.27)

本年6月、ドイツ・ボンで開催された第16回補助機関会合 (SB16) において、温暖化の「緩和」という言葉が決議書等に入ることについて、途上国が将来排出削減義務を負わされることを懸念し反対したが、最終的には「TARを今後の議題の参考資料とする」、「今後SBSTAにて研究と観測、気候変動の影響と適応、脆弱性、緩和について検討していく」ことが、合意の上決定されている。

これを受けた今回のCOP8では、TARを有効活用する動きとして、LULUCFに関するIPCCプログラムを紹介するサイドイベントをはじめ、いくつかのIPCCに関するサイドイベントやQAセッションが開催された。

次回のSB18では、TARの活用に関する議論や、GHG排出目録の報告・審査についてのガイドラインに関する議論をさらに行うことに合意し、デリー宣言にも、「条約の究極的目標を達成するためには、地球規模での排出の大幅削減が必要であることを確認するIPCC第3次評価報告書での結論を懸念し、SBSTAにおいてこの報告書の影響に関する考察が進行中であることを認識する。」との文書が盛り込まれている。

なお、第4次評価報告書については、IPCCパチャウリ議長が、より詳細に技術問題に焦点を当て、さまざまな緩和オプションのコスト評価を行うこと、地域ごとに大きく格差のある気候変化の社会的・経済的影響を見て行くことなどを宣言し、2007年の完成までに、気候変化とその社会的・経済的影響に関して、地域ごとの評価ができるレベルまで信頼度を向上させていくことも目標として語った。

以上

(阿知波 雅宏)

## 7 途上国関連事項

10月29日(火)に作業を終了する予定であった「実施のための補助機関」第17回会合(SBI17)は、11月1日午前のCOP全体会合になっても途上国の国別報告書及び資金メカニズムに関する議論が続けられて、合意を危惧する声も聞かれた。最終的には1日午後4時からSBI全体会合が開催され、一度の中断をはさみ午後6時ようやくすべての作業を終了した。

また、COP4から議論が進んでいない条約4条2項(a)(b)の妥当性審査(条約の約束の妥当性審査)については、今回もCOP議長の非公式協議はなんら合意を得られず、途上国と先進国の将来の温暖化防止対策に向けた対話はここでも不調に終わった。

### 7.1 国別報告書<sup>1</sup>

条約12条1項に基づいて各国が提出する国別報告書(National Communication)には、温室効果ガス排出量及び吸収量のインベントリー(目録)や条約の実施のための手段などを記載することになっている。同2項では、先進国に条約約束実施のための政策措置や、その効果の算定を記載することを義務付けている。

提出時期については、同5項において先進国は当該国に条約が発効してから6ヶ月以内に、途上国は当該国に条約が発効してから3年以内に最初の国別報告書の作成することを義務づけられている。一方、後発開発途上国の国別報告書の提出は任意になっている。国別報告書作成頻度についてはCOPで決定されることになっている。

今会合では、途上国の新しい国別報告書ガイドラインを採択するにあたり、その内容の精緻化を求める先進国と作成にあたっての資金援助を求める途上国の間で妥協点がなかなか見つからず、SBI17で取り上げられたこの議案は後述する資金メカニズムとともに「Non-Annex I Issue(非附属書I国問題)」として、SBIの会期を延長して会合の最終日まで交渉が続けられた。

<sup>1</sup> 先進国の国別報告書については、第3回の国別報告書審査状況・提出状況の説明のほか、第4回の提出期限が2006年1月1日までとされた。(FCCC/SBI/2002/L.9/Add.1) この第4回報告書には議定書3条2項に基づく「実証可能な進展」の要素が盛り込まれることになる。



- 途上国第1回国別報告書 (initial National Communications) 第4次編集・統合報告書に関する決議 (FCCC/SBI/2002/L.23)
  - 国別報告書作成は国別 GHG インベントリーや脆弱性、適応措置、緩和措置の評価における初期のキャパシティビルディングの機会を提供すること、多くの途上国は GHG インベントリー作成にあたって 1996 年 IPCC 改訂ガイドラインを用いていること、2002 年 1 月 1 日時点で、46 の後発開発途上国のうち 20 ヶ国が、また他の途上国も 64 ヶ国 (100 ヶ国のうち) が第1回国別報告書を提出していること、などに留意する。
  - データの質及び入手可能性、排出係数、気候変動の影響評価手法、対応措置の影響など国別報告書作成にあたって明らかになった問題点や障害の点から見ると、途上国に対する資金面・技術面の支援が必要である。
  - まだ第1回国別報告書を提出していない途上国に提出を早急に提出を求める。
  - SBI19 で本問題を議論するために事務局に、2002 年 1 月 1 日～2003 年 4 月 1 日までに提出された第1回国別報告書の第5次編集・統合報告書、途上国が国別報告書作成の約束履行を促進するための情報に関する文書の作成を要請。また、事務局に少なくとも2年ごとに国別報告書作成のための途上国の活動に関する文書を準備することを要請。
- 国別報告書の専門家諮問グループの作業に関する決議 (FCCC/SBI/2002/L.25)
  - 途上国の国別報告書作成を支援するため COP5 で設立され活動を続けてきた専門家諮問グループ (CGE) にたいして下記の作業実施を採択。国別報告書作成にあたっての、技術的問題や障害を特定し評価すること、資金面を含む現在の活動・作業を審査すること、SBI に技術的な助言を行うこと、ワークショップや会合の議案を策定すること。
- 国別報告書準備のためのガイドライン改訂に関する決議 (FCCC/SBI/2002/L.26 及び L.26/Add.1)
  - 国別報告書 (National Communications) 作成のための新しいガイドラインを採択。このガイドラインは、途上国の第2次以降の国別報告書提出に適応される。(第2次国別報告書の作成準備を開始している国を除く。)
  - 途上国は国別 GHG インベントリーを作成するにあたり、IPCC1996 年改訂ガイドラインを使用すべき (should)。
  - 先進国は複数年の排出量の傾向を記載するように求めたが、最終的には単年の排出量の記載 (第2回目は2000年)のみで合意された。報告の頻度についてはCOP9で検討が継続される。
  - 国別報告書作成にあたって、資金メカニズムからの資金供与を受けることが出来る。
  - 先進国の国別報告書作成ガイドラインを自主的に採用することが出来る。

## 7.2 資金メカニズム

気候変動枠組条約の資金運営機関が地球環境基金 (GEF) が担当しているが、今会合ではその GEF の活動報告や運営機関としての審査があったほか、COP7 で設立された条約のもとでの2つの基金、「特別気候変動基金 (Special Climate Change Fund)」と「後発開発途上国 (Least Development Countries Fund)」の運営開始に向けたガイダンス作成が主要な議案であった。途上国は現存の資金メカニズムによる資金供与が不十分であるとして、GEF の現在までの活動を評価する文言の削除を求める途上国もあった。出来るだけ早急に新しい基金の運営ガイダンスを作成したい思惑を持つ途上国側と、資金供与にあたっての途上国のニーズや用途の透明性を高めることなどを求める先進国間の議論は、会合の終盤にかけて昼夜を問わず行われた。最終的には特別気候変動基金ガイドラインの COP9 後の迅速な運営開始を望む途上国側が、決議書にその内容を明確化する要求に関して合意が成立し、最終日の夕方になってようやく SBI が閉幕するという状況であった。主な決議事項は以下の通り。

- 資金メカニズムの審査 (FCCC/SBI/2002/L.18)
  - 資金メカニズムの運用状況を審査するために、事務局に SBI20 までに報告書を作成すること、

及び GEF に資金メカニズムのプロジェクトサイクルを審査すること、そして SBI21 で資金メカニズムの第 3 回審査を行うこと。

- 資金メカニズム運営機関の追加ガイダンス (FCCC/SBI/2002/L.20)
  - GEF に対して、途上国に対して①国別報告書作成にあたっての適切で迅速な資金供与、②途上国や経済移行国に対するキャパシティビルディングに関する COP7 決議 (決議 2 及び 3/CP.7) 実施のための資金供与、③技術移転に関する条約 4 条 5 項及び COP7 決議 (決議 4/CP.7) の実施のための資金供与、④COP8 で採択された条約 6 条作業プログラム支援のための資金供与を実施すること。上記実施に関して取られた手段を COP9 で報告すること。
- 後発開発途上国基金の資金メカニズム運営機関のガイダンス (FCCC/SBI/2002/L.21)
  - 後発開発途上国基金は、条約 4 条 9 項に記載された後発開発途上国の支援のために COP7 において (決議 5 及び 7/CP.7) で設立され、同時に資金運営機関に対する初期ガイダンス策定 (決議 27/CP.7) 及び、国内適応行動計画 (NAPAs) 策定などを支援する LDCs 専門家グループ設立 (決議 29/CP.7) も採択された。
  - COP8 では基金運営機関である GEF に対して以下の追加ガイダンスを採択した。①国内適応行動計画作成に対する迅速で折よい資金供与、②2003 年にアフリカ・アジア・小島嶼国で開催する国内適応行動計画作成のためのワークショップへの支援、③上記実施に関して取られた手段を COP9 で報告すること。また、追加ガイダンスが COP9 において再度検討される。
  - また、先進国に対しては後発開発途上国に対する資金供与を求めるとともに、後発開発途上国専門家グループ、GEF を含めたすべての締約国に対して、国内適応行動計画を含めた後発開発途上国に関する意見を 2003 年 4 月 15 日までに提出するように求め、この意見に基づいて SBSTA18 で協議を実施することになった。
- 特別気候変動基金の資金メカニズム運営機関の初期ガイダンス (FCCC/SBI/2002/L.22)
  - 特別気候変動基金は条約 4 条 5 項の実施のため、先進国が GEF 等を通じて途上国に資金供与する条約のもとでの新たな資金メカニズムとして COP7 において設立された (決議 7/CP.7)。
  - COP8 では、その以下のような初期ガイダンスが採択された。①特別気候変動基金と他の基金との①相補性の促進、②区分の明確化、③特別気候変動基金運営の透明性の確保、④健全な資金運営を明確にした手続きの採択。
  - また、特別気候変動基金が COP9 後遅滞なく運営できるように、追加ガイダンスを COP9 において GEF に提示することを目的として、直ちに作業を開始すること。その作業とは、①締約国は 2003 年 2 月 15 日までに特別気候変動基金に関する活動、プログラム、方法に関する意見を提出、②技術移転専門家グループ (EGTT) 及び後発開発途上国専門家グループ (LEG) は直ちに上記①に関する意見の提出、③上記①②に意見に基づいて SBSTA18 で検討を実施。

### 7.3 条約 4 条 2 項(a)(b)妥当性の第 2 回審査

条約 4 条 2 条 (d) に基づき、「先進国は率先して温室効果ガス (GHG) を削減する」などを規定した「条約 4 条 2 項 (a)、(b)の妥当性」の第 2 回審査を 1998 年 12 月 31 日までに実施することになっている。COP4 から議案にあがっているが、COP5 において G77 中国が議題を「条約 4 条 2 項 (a)、(b)の“実施”の妥当性の審査」に修正する要求もコンセンサスを得られず、その後毎回 COP 議長預かりとなっていた。

第 1 回の COP 全体会合で本問題が取り上げられ、エルヤズギ COP7 議長から COP7 以降非公式協議が不調に終わったことが報告され、関係国との非公式協議はバール COP8 議長に引き継がれ、議案としては今回も採択されなかった。

最終日の全体会合でバール COP8 議長から関係国との非公式協議が不調に終わったことが報告された。COP9 で引き続き議案として取り上げるか協議が実施されることになる。

---

#### 【気候変動枠組条約条文解説】

- 4条2項(a)
  - 附属書 I 国は、附属書 I 国の個別の事情を考慮して、条約の目的を先進国が率先していることを示すため、GHG 排出削減等の気候変動を緩和するための自国の政策および措置を実施する。これらの措置は附属書 I 国が共同で実施することもできる。
- 4条2項(b)
  - 附属書 I 国は、(a)の目標を達成するために取った政策および措置の結果、および予想される GHG の人為的な排出量／除去量についての情報を条約 12 条に従って送付する。COP は定期的にその情報を審査する。
- 4条2項(d)
  - 上記 (a) (b)の約束の妥当性 (adequacy) の第 2 回審査を 1998 年 12 月 31 日までに行うことを。この第 1 回審査の結果がベルリンマニフェスト(COP で先進国に GHG 排出削減義務を課す制度をつくることを要求)採択、京都議定書採択につながった。

以上  
(高橋 浩之)

## 8 技術開発及び移転

SBSTA17 及び COP8 における技術開発及び移転の議論は、まず EGTT の 2002 年次報告書、プロセス・レポート、及びニューデリーで COP8 の直前(10月20~21日)に行われた EGTT 第 2 回会合の結果報告から始められた。報告の中で Uosukainen EGTT 議長(フィンランド)は技術移転に関する今後の課題として、キャパシティビルディングの観点からの検討、技術移転関係国際機関(UNIDO、UNEP など7つ)との協調、特別気候変動基金等による資金的支援、情報共有のための TT: CLEAR の精緻化などを指摘した。それに対し G77+China 等は現在では技術移転が効果的に進展していないと述べ、特にインドは技術移転情報へのアクセス改善や組織のキャパシティビルディング及び民間セクターの支援を要請した。また、タイは先進国に対し、途上国が行ったニーズ評価の結果をもっと TT: CLEAR を通してチェックし、活発に活動して欲しいという要望を述べた。

これらの議論をベースに Gwage 氏(ウガンダ)及び Carrington 氏(英国)のもとで非公式協議が行われた結果、結論案(FCCC/SBSTA/2002/L.29)が提出され、若干修正の上決定された。決定事項は以下の通りである。

- ・ 2002 年の議長 Jukka Uosukainen 氏(フィンランド)、及び副議長 William Kojo Agyemang Bonsu 氏(ガーナ)の任期終了に伴い、2003 年の議長に William Kojo Agyemang Bonsu 氏(ガーナ)、及び副議長として Richard Bradley 氏(米国)が選出された。
- ・ 技術ニーズ評価方法に関するハンドブックの作成作業が UNDP によって執り行われており、EGTT のコメントを得て 2002 年 12 月には完成される。
- ・ 途上国が技術ニーズ評価を行うにあたって先進国の援助が求められた。
- ・ 2002 年 12 月 9 - 13 日にセネガルの Dakar にて、IEA/CTI 及び UNDP-GEF が主催する、アフリカ地域における技術ニーズ評価及び技術情報に関するワークショップが行われる予定。また、その他ワークショップも特に小島嶼国や後発開発途上国に重点をおいて引き続き企画する。ワークショップでは民間セクターとの係わりを促進する。
- ・ TT: CLEAR の作業をこれからも続け、UNEP とも協力して TT: CLEAR と Sustainable Alternatives Network (SANet)とのリンクを強化し、マッチ・メーカー機能についても作業を始める。
- ・ 第 3 回 EGTT 会合にて、GEF が援助をしている UNEP プロジェクトについて進捗状況について報告する。
- ・ GEF は気候変動関連プロジェクトの技術開発及び移転活動について得られた知見をまとめておく。また、技術移転活動に関連する特別なニーズについては SBI の「資金メカニズム」で扱うことが決定され、特に各国による技術ニーズ評価及びキャパシティビルディング活動における資金問題を優先的に扱うこととされた。
- ・ 今後事務局は以下の 3 点について作業を行う：
  - キャパシティビルディング活動の課題、成功例、経験等の知見をまとめた技術報告書を作成。(優先的に行うべきキャパビル活動についても指摘すること。)

- 第3回 EGTT 会合までに技術移転を可能にする環境作りについての技術報告書を作成。
- 2003年4月にベルギーにて技術移転を可能にする環境作りに関するワークショップを開催し SBSTA18 (2003年6月)で報告。

また、以上に加え、COP8には決議案(FCCC/SBSTA/2002/L.29/Add.1)が提出され、こちらも修正の上採択された。決議にはEGTTがこれからも活動が続けること、技術移転とキャパシティビルディング活動を含む作業プログラムの横断的問題(cross-cutting issues)についてSBSTA議長に協議してもらうこと、SBSTA19にてその翌年の作業プログラムを策定する際、途上国が既に行った技術ニーズ評価の結果をどのように取り入れるかについて協議すること、の3点が含まれている。

以上  
(蛭田 伊吹)

## 9 ブラジル提案

各国の歴史的累積排出量の気候変動への寄与を評価するというブラジル提案は、もともとSBSTA14で提案され、以来検討が進められてきたものである。実際はまだ研究が大きく前身しているわけではなく、シンプルな気候モデルを利用して世界4地域(1990年のOECDメンバー、東欧及び旧ソビエト連合国、アフリカ・ラテンアメリカ・中東、アジア)の歴史的蓄積排出量による平均気温変化や海面上昇、放射強制力の変化等についてデータを収集し、結果の感度や不確実性について検討している段階である。そのため、現時点では国レベルでの分析やpeer-reviewも行われておらず研究の結果から結論を引き出すことは適切ではない。しかし、この研究を通して歴史的累積排出量と気候変動の関係が科学的により明確になることにより、将来の世界各国の活動を方向付ける際に参考になる情報を提供出来る可能性もあり、全締約国にとって目の離せない提案であることは確かである。

今回SBSTA17ではFilho氏によりブラジル提案の今までの流れ、及び9月25~27日にイギリスで開催された専門家会合の結果(FCCC/SBSTA/2002/INF.14)について報告された。報告に対しEUは、今までに行われたモデル分析の中には各地域の気候変動に対する寄与を大筋で評価出来るものもあると述べた。同時に、それらモデルには異なるアプローチが適用されているのにもかかわらず結果が収束している点を指摘し、今後もパラメーターをより詳細に設定しモデル間で結果を比較する等して研究を続けていくことを推奨した。また、IPCCにモデルや方法論を科学的にレビューしてもらいこの研究を支援してもらってはどうか、という意見も出された。以上の意見等から今後の対応が検討され、以下の結論案(FCCC/SBSTA/2002/L.24)が提出・採択された。

まずSBSTAはこれまでの研究から得た結果の確実性と、様々な仮定の感度及び不確実性について今後も科学的なスタンスから研究を継続することを決定した。そして、その研究にはモデルの有効性を高めるために京都議定書で定められているGHG以外の温室効果ガスも研究対象に含むこととなった。また、今後もInternational Geosphere-Biosphere Programme、the World Climate Research Programme、the International Human Dimensions Programme On Global Environmental ChangeやIPCCとの情報交換や、ブラジル提案のもとで行われている研究結果とその他の研究機関が行っている研究結果等を比較し、不確実性の評価等を行うことが推進された。

これらの研究を進めていく上で、今までも増して各締約国の協力が重要になっており、特に途上国からの科学者の参加が促進されることが期待されている。今後もブラジル提案に対する研究結果は公表され、SBSTA20(2004年6月頃)には進捗状況を報告し、同会合にてサイドイベントも開催されることとなった。また、SBSTA23(2005年6月頃)には更に研究の進捗状況についてレビューすることが決定された。

以上  
(蛭田 伊吹)

## 10 その他の注目事項

### 10.1 カナダ提案(クリーナーエネルギークレジット)

天然ガスや水力などのGHG排出量が少ないエネルギー(クリーナーエネルギー)の議定書締約国でない先進国への輸出分をクレジットとして換算(年間7,000万CO<sub>2</sub>ト)までし、第一約束期間にお

ける京都議定書目標達成に使用できるようにするという「カナダ提案」(FCCC/SBSTA/2002/MISC.3、同 Add.1 及び Add.2)は、2002年5月にワークショップが開催された後(報告書はFCCC/SBSTA/2002/INF.8)、6月のSBSTA16で議論されたが作業を終えることが出来ずSBSTA17で議論が行われることになっていた。

カナダは今会合を前にクリーンエネルギー輸出に関するCOP決議案を提出していた(FCCC/CP/2002/L.2)ため、本問題はSBSTA17だけでなくCOPの暫定議案として取り上げられた。第1回COP全体会合においてカナダは、本提案で得られるクレジットがカナダにとって大変重要であると主張したのに対して、G77-China、EU、サウジアラビアから反対の声が上がったため、本暫定議案はCOP本会合の議案としては採択されず、SBSTA17において非公式協議が実施されることになった。

25日に開催されたSBSTA17第5回会合で本問題が取り上げられた。カナダは本問題について長期的な視点で今後も専門家による協議を実施し、SBSTA21(2004年/COP10と同時開催予定)までに報告書を作成することをCOP8で決定することを求めたのに対して、EU、サウジアラビア、スイス、G77+China、オマーンなどが、この提案はカナダ一国の利益に過ぎない、あるいは京都議定書との整合性の問題という観点から反対を表明した。一方、ロシア、スロベニア、ニュージーランド、ポーランドなどは本問題について興味を示し、分析を進めることに賛成した。

最終的には下記の「議定書2条3項の実施」とパッケージでSBSTA議長非公式行儀が実施されたが妥協点は見出すことが出来ず、29日のSBSTA全体会合で「次回のSBSTAで継続協議される」という「いままででもっとも短い」(SBSTAトーゲンソン議長)結論書が合意された。

## 10.2 議定書2条3項(先進国の政策措置の経済的悪影響)関連事項

議定書2条3項で規定されている「先進国は気候変動に対応する政策及び措置の国際貿易に対する悪影響を考慮する」という約束の実施状況についてワークショップ開催などを検討するため本議案はSBSTA16から議論が行われているが、サウジアラビアは本問題をCOP本会合の暫定議案として提案した。第1回COP全体会合において本議案は「カナダ提案」と同様に採択されず、SBSTA17でも「カナダ提案」同様に「次回のSBSTAで継続協議される」という結論となった。

### 【京都議定書条文解説】

#### □ 議定書2条3項

- 「附属書I国は、条約3条の規定に考慮を払いつつ、気候変動の悪影響、国際貿易への影響並びに他の締約国(特に開発途上締約国及びとりわけ条約4条8及び9の締約国)に対する社会上、環境上及び経済上の影響その他の悪影響を最小限にするような方法で、この条の規定に基づく政策措置を講じるよう努めなければならない。COP/MOPはこの規定の実施を促進するために、適当な場合には、さらなる行動をとることができる。」

## 10.3 先進国の政策措置(PAMS)

COP7において議定書の目的達成のための各国の政策措置におけるグッドプラクティスの評価方法や情報交換について、SBSTA17で議論しCOP8に報告することとなっていた(決議13/CP.7)。これを受けて、今会合前に開催された先進国の政策措置に関するワークショップ結果がSBSTA本会合で報告された。しかしサウジアラビアなどの産油国を中心とした途上国は、政策措置の情報交換よりも「評価」特に経済的な悪影響の評価に重点を置き、本問題を上記の「議定書2条3項の実施」と一括して議論するように強く求めた。SBSTA17最終会合に提示されたCOP結論書議長案に記載されていたワークショップの報告書に関する記述などは、サウジアラビアなどの反対を受けすべて削除され、「SBSTA18で継続審議する」という結論で合意した。結局、本問題は上記の「カナダ提案」および「議定書2条3項」とパッケージで取り扱われ本会合での実質的な進展は見られなかった。

## 10.4 オゾン層保護と気候変動の連携(HFCs/PFCs)

IPCCとモントリオール議定書における科学的補助機関(Technological and Economic Assessment

Panel ; TEAP) に対して、HFCs/PFCs に関するオゾン層保護及び気候変動の視点から捕らえた「科学的バランスがあり、技術的で、政策関連の特別報告書を 2005 年の早い時期に提出することを要請した。IPCC 及び TEAP が上記の要請を受け入れれば、今後は「他の関連国際機関との協調」の議案のもとで本問題を協議することを採択した。(FCCC/SBSTA/2002/ L.19/Add.1)

以上  
(高橋 浩之)

## 11 スペシャルイベント報告

### 11.1 全体概要

今回の COP 8 では、全部で 80 を超えるサイドイベントが実施された。全体的に、京都メカニズムの中でも実施段階に入りつつある CDM/JI 関連のイベントが目立っており、この分野における関心の高まりを表していた。内容としては、途上国側からはキャパシティビルディングや持続可能な発展 (Sustainable Development) の必要性、自国の CDM 受け入れ態勢等を訴えるものが多く、一方投資国側からは実施において留意すべき点とその効率的解決法といった内容のプレゼンテーションが行われていた。

今回は排出量取引に関するイベントはほとんどなかったが、UNFCCC 主催のイベントとは別に I E T A (International Emission Trading Association) が京都メカニズム関連のイベントをシリーズで開催しており、排出量取引についてもプレゼンテーションが行われた。内容は、現在の市況、複数市場の連結・統合などである。どのイベントも立ち見が出るほど多くの人を集めており、既に動いている市場に対する実務的視点からの関心が伺われた。

主に京都メカニズム関連のイベントを中心に傍聴したが、CDM/JI 関連のイベントでの熱気、途上国からの参加者の熱心さが印象的であった。排出量取引関連のイベントについては、国際的にもあまり状況が動いていないこともあり、イベントも内容的には第 16 回補助機関会合時 (6 月) とあまり変わらなかったが、依然として注目度の高い分野であると言えるだろう。

## 11.2 個別傍聴報告 (part1)

## 傍聴イベント一覧

(伊藤)

開催日	タイトル	主催	参照
10月23日	Role of companies and the Kyoto Mechanisms	ICC	<a href="http://www.iccwbo.org">www.iccwbo.org</a>
10月26日	The long-term regulatory regime for climate change	ICC	<a href="http://www.iccwbo.org">www.iccwbo.org</a>
10月26日	World Conference on Climate Change to be held in Moscow on 29.09-3.10.03	Russian Delegation 他	<a href="http://www.wccc2003.org">www.wccc2003.org</a>
10月28日	Sustainable Development and Host Country Approval of CDM	IETA, ETH, WBCSD	<a href="http://www.ieta.org">www.ieta.org</a>
10月28日	Prospects for the GHG Market	IETA, EcoCarbon	<a href="http://www.ieta.org">www.ieta.org</a>
10月29日	Highlights from recent IEA work on energy and climate change	IEA	<a href="http://www.iea.org">www.iea.org</a>
10月29日	Designing definitions and modalities for LULUCF projects in the CDM	CCAP	<a href="http://www.ccap.org">www.ccap.org</a>
10月29日	Engaging the private sector in the CDM	WBCSD, IETA, UNDP	<a href="http://www.wbcsd.org">www.wbcsd.org</a> <a href="http://www.unep.org">www.unep.org</a>
10月30日	Drafting Contracts for Credit Creation Project	IETA	<a href="http://www.ieta.org">www.ieta.org</a>
10月30日	Convergence of GHG Regimes and Linking Trading Schemes	IETA	<a href="http://www.ieta.org">www.ieta.org</a>
10月31日	National strategy studies (outcome of the capacity-building workshop in September)	WB, WBCSD	<a href="http://www.cdm-connect.org">www.cdm-connect.org</a> <a href="http://www.worldbank.org/nss">www.worldbank.org/nss</a>
11月1日	Preparing for Emissions Trading - Experience with GHG monitoring and outlook on GHG monitoring systems	IETA	<a href="http://www.ieta.org">www.ieta.org</a>

**主催**：ICC (International Chamber of Commerce)

**主題**：Role of companies and the Kyoto Mechanisms (京都メカニズムにおける企業の役割)

**【概要】**

- ICC (International Chamber of Commerce) は、140ヶ国にまたがる各主要産業部門のメンバー企業による評議会 (ボード)。目的は、企業と産業の視点を交渉担当にインプットすることである。
- 本プレゼンでは、京都メカニズムにおける企業の役割について、その課題を整理し問題提起をしている。

**【企業の役割について：論点と提言】**

- 今後はビジネス活動を行うにあたってクレジットが必要とされるようになり、またJ I やCDMへの投資等のチャンスが増える一方、クレジット価値の不確実性などのリスクも大きい。したがって考慮すべきは、企業が京都クレジットを獲得、交換、利用するにあたって、これらのリスクやチャンスをいかに利用するか、という点。
- この点を考えるにあたっての主要論点は以下の通り。
  - 1) 京都議定書の義務は企業でなく国に課されている
  - 2) したがって議定書により生じるリスクや義務は、各国の国内制度がどのように決まるかによって異なる
  - 3) 海外で活動を行う企業にとって、その形態 (多国籍企業、数カ国によるジョイントベンチャー、等) によって様々な対応が考えられるが、企業の所有者の国籍に関わらず、企業は活動する国の国内制度に従う必要がある
  - 4) よって親企業が活動する国の批准の有無に関わらず、子会社・関連会社はその属する国の他の企業と同様に京都メカニズムに参加できる
  - 5) また企業の義務はその国の国内制度により決まるが、同様に、京都メカニズムへの参加方法についてもその国の規定にしたがうこととなる
- 以上を踏まえ、ICCは以下を提言。
  - 1) 京都メカニズムを通じて取得したクレジットの価値は、国に関わらず等しく認めるべきである
  - 2) クレジットの交換・移転に関わる輸出入制限はすべきでない
  - 3) 多国籍企業の場合、同じ企業間 (子会社等) のクレジット移転については、税などの規制を課すべきではない
  - 4) 早期に透明性の高いクレジット発効・移転手続きを確立すべきである
  - 5) 京都メカニズムに基づき企業が行った取引にさかのぼって影響するような手続きの設定は避けるべきである

(伊藤)



主催：ICC (International Chamber of Commerce)

主題：The long-term regulatory regime for climate change (気候変動に対する長期対応策)

【概要】

- ・ 気候変動に対する長期的取り組みとその考え方について、まず日本の経団連からの報告の後、ICCから特にエネルギー問題に関して早急な対応が必要との報告がなされた。
- ・ ICCの報告は、長期的視点が必要となるビジネスにおいて、気候変動に係る不確実性がその決定を遅らせる傾向にあるが、各国政府は企業側のこうした事情を認識した上で交渉・制度設計にあたって欲しいとの企業側からのメッセージ。内容自体は目新しいものではないが、政府への提言という形では新鮮であった。

【経団連からの報告】

- ・ 本イベントは、日本経団連との共催。経団連からは自主行動計画の概要、現在の温暖化対策の問題点と解決などについて報告があった(内容略)。
- ・ 経団連の報告に対しては、排出量取引に対する立場についての質問があった。(経団連の回答は、「国内の排出量取引は政府からのキャップを意味する。国際排出量取引は歓迎だが、国内排出量取引には反対の立場」)

【ICCからの報告】

- ・ ICCからは、気候変動に対する長期の取り組みについて、不確実性が決定を遅らせているが、産業界でも今すぐに検討をはじめべきとのスタンスから報告が行われた。
- ・ 特にエネルギー関連の問題については、投資から結果が出るまでのタイムラグを考慮しても長期的視野のものと検討が必要であり、第一約束期間のさらに先を見越しての検討が望まれる。エネルギーは生活・事業・経済全てに影響するものであることから、特に問題が複雑であり熟考が要される。
- ・ 制度の不確実性は意思決定に影響する。エネルギー関連の投資・開発は企業の大小にかかわらず長期にわたって影響をうけるものであるが、第一約束期間以降のコミットメントがなされていないという不確実性のもと、その判断はより難しいものとなっている。
- ・ また、京都議定書は国に対する規制であり、企業がどう行動すべきかという点は国内法によるという不確実性も、(現在の取るべき方向を)決定しにくい要因の一つである。
- ・ 上記の問題意識の下、検討すべき点は以下のとおり。
  - 1) 第二約束期間に関する事項(新たなコミットメント、途上国参加、EUバブル、シンク、CDMやJIの発展、遵守とペナルティ)
  - 2) 京都議定書未批准国の取るべき方策と責任
  - 3) 全世界参加による気候変動対応
  - 4) ビジネスの観点から：① 第二約束期間以降に影響する意思決定のよりどころ、② 将来必要となるインフラ・資源の利用可能性、③ 新たな(エネルギー)施設の設置、④ 異なる国内制度による競争力の差、⑤ 排出量取引等コスト効果的な排出削減戦略、⑥ クレジットの価値に影響する対象ガス(及びそのウェイト)の変化

- 以上を踏まえ、I C Cは以下を提言。
  - 1) 政府に対し、企業による温暖化対応は、① エネルギーや原材料構成の変化、技術革新の促進などが必要となるため、費用と時間がかかること、② 企業の投資決定や事業革新において、国家や国際的決定（の遅れや変化）が大きな影響を及ぼすこと、③ 将来の制度的不確実性が（特にエネルギー供給や長期インフラ投資などの重要なセクターにおける）意思決定に対し、既に遅れと不安感を増大させていること、という点への認識を喚起したい。
  - 2) 長期・究極的には、気候変動対応のためには技術革新が必須であると考えている。政府は、企業がこれらの技術革新の源となり得ることを認識し、これを促進するような働きかけをして欲しい。

**【質疑】**

- 質疑では、科学的不確実性がある中でそれでも行動すべきなのか、また努力だけでは限界があり長期的解決には技術革新が必須である（したがってインセンティブが重要である）、等が討議された。

(伊藤)

**主催** : Russian delegation 他

**主題** : World Conference on Climate Change to be held in Moscow on 29.09-3.10.03

(来秋モスクワにて開催される気候変動に関する世界会議について)

**【概要】**

- ・ 本イベントは2003年秋(9月29日~10月3日)にモスクワで開催される「World Conference on Climate Change」の概要を紹介するものである。

**【会議概要】**

- ・ 1979年以降に開催された気候変動関連の会議を、1988年のIPCC、1992年のUNFCCCも含めて歴史をおって紹介。今回の「World Conference on Climate Change」はこれら一連の国際会議を引き継ぐものであり、気候変動問題に関わる政府・企業・市民間の交流を促進する機会としての役割を持つもの。
- ・ 開催目的は、気候変動に関して更なる検討を行い、科学的・経済学的知見を蓄積し、官民学が一体となってアプローチ方法を考えること。
- ・ 会議の主なテーマは以下のとおり；気候モデル、気候変動予測、生物学的・社会的・経済学的知見、人為的影響の緩和、京都議定書とその発展、UNFCCCの今後、途上国の役割。
- ・ 会議では、50ほどのプレゼンテーション、オーラル・ポスターセッションも予定。
- ・ 会議はロシア連邦により開催・組織され、運営は国際運営委員会、プログラム委員会、国内運営委員会及び事務局によって行われる。
- ・ 本会議の国際運営委員であるIzrael氏によれば、会議は気候変動に関する科学的諸問題のみなく、社会・経済学的影響をも含めて検討する場であり、したがって会議は科学者、民間、政治家によるミーティング形式で行われる予定である。

**【質疑】**

- ・ 質疑では、会議の結果は交渉に何らかの影響を与えるものか、ロシアの批准との関連、会議の期待される成果などについての質問がなされ、科学と経済は相反するものではなく、本会議はワーキングカンファレンスとして、様々な立場の人とのディスカッションにより知見を得ることが重要であるとの見解が示された。

(伊藤)

主催：IETA, ETH, WBCSD

主題：Sustainable Development and Host Country Approval of CDM

(CDMにおけるSD (Sustainable Development) とホスト国の承認)

【概要】

- ・ CDMプロジェクトがSD (Sustainable Development) に貢献しているかどうかの評価に関しての方法論的アプローチの紹介、およびホスト国側からのCDMに関する現在の取り組みの報告である。さらにBPとWorld Bankから、本テーマについて経験に基づいた事例と見解の報告があった。

【Andrei Marcu, International Emissions Trading Association】

- ・ CDMにおけるホスト国の役割は、①プロジェクトがSD (Sustainable Development) に合致するかを見極め、②Approval Letterを発行すること。
- ・ 2002年の5月に行った専門家15人に対する調査結果は以下のとおり。
  - 1) CDMを魅力的にする要因：ホスト国のCDMポリシー、投資、技術・経済ポテンシャル、容易なベースライン評価
  - 2) 最も魅力的なプロジェクトタイプ：メタンガス、バイオマス、小規模水力、エネルギー効率化、石炭→石油、風力等
  - 3) 最も魅力ある実施対象国：中国、ブラジル、コスタリカ/南ア、インド、メキシコ等
- ・ CDMへの投資を引き出すために必要な制度は、① 権限を明確にし、早期対応、透明性を確保した承認システム 及び ② フレキシビリティのある選択基準

【Christoph Sutter, ETH Zurich】

- ・ CDMはかつてほど魅力的ではなくなっている。SDに貢献する質の高いプロジェクトは(コスト的にも)実施が難しいという認識が生じている。
- ・ SDは京都議定書にもマラケシュアコードにもある用語だが、それをどのように解釈するかについての定義はない。そこでCDMプロジェクトにおけるSDの評価ツールとして、以下の5つのアプローチを構築した。

1. Technology lists	ホスト国の承認組織によって発行された技術/PJタイプのリスト(例：CERUPT、再生可能エネルギーは5.5ユーロなど)
2. Negotiated targets	関係者及びPJ所有者により決められたSD目標値。PJのSD要素をモニターするための指標を定義(例：PCFのPJ)
3. Guidelines	PJ開発者に対する指針書。PJがどのSD論点を目指すべきかを定義(例：インドCDMガイドライン)
4. Selected thresholds	明確な基準を設定。PJが基準を一つでも満たさない場合にはCDMとして不適合(例：WWFのThe Carbon Level)
5. (Weighted) Criteria	PJの包括的SD指数(指標)を評価。指標はホスト国の優先順位によりウェイト付け。よってウェイトは、CDMにおけるSDの包括的概要把握のため利用可能(例：ETHの多基準決定ツール)

- ・ 各アプローチの評価については以下のとおり。

	Low transaction cost	Flexibility	Investor's certainty	Comprehensive approach
1.Technology lists	++	--	++	-
2.Negotiated targets	--	++	-	--
3.Guidelines	+	+	--	
4.Selected thresholds		--	+	-
5. (Weighted) Criteria	--	+	+	++

## 【Liana Bratasida, Indonesia】

- ・ インドネシアは脆弱な国である (17,000 以上の島、気候変動による影響は推計 GDP10%)。
- ・ 京都議定書は批准準備中 (おそらく来年)。
- ・ CDMのポテンシャルは高い (合計 125M 炭素 T)。
- ・ CDMの機会としては、エネルギー部門では効率向上や再生可能エネルギー、廃棄物など、非エネルギー部門では森林、バイオマスなど。
- ・ 2002 年に環境大臣を長とし各大臣をメンバーとする National Committee on CC (気候変動に関する国内委員会) を設置予定。地方政府、企業、専門家などと協力予定。なおDNA (Designated National Authority) は National Committee on CC を中心に構成。
- ・ CDM実施に向け、国内戦略研究 (エネルギー部門、森林部門におけるCDM市場規模、市場見通し、制度上の仮題、PJポートフォリオ等) を実施。その結果、制度上の課題としてはCDM理事会 (国内) と情報センター (Clearinghouse) の設置、民間の参加促進等が必要との結論。
- ・ CDM承認プロセスにおける各役割は以下のとおり。
  - 1) PJ提案者: 提案書の作成と提出、環境およびSD影響に関するアセスメント書類の提出、PJ実施
  - 2) CDM理事会 (国内): 関係者の承認プロセスへの参加促進、環境とSD影響に関するパブリックヒアリングの実施、PJの承認、登録
  - 3) Clearinghouse: 投資者とホストのマッチングを援助、関係者のコンサル、理事会援助、情報提供
- ・ 今後の予定: 議定書の批准 / 批准に並行して National Committee on CC を設置 / 理事会と Clearinghouse の設置 / ルール&ガイドラインの策定 (SD影響評価も含む) (現在 10 の評価基準を検討中) / インドネシアCDMマニュアルとガイドラインの作成 / 承認用標準フォームの作成 / CDMサイトの作成 (オンライン承認申請)
- ・ 質疑では、Clearinghouse の役割 (PJ関係者のファシリテーター)、地域のPJディベロッパーとの関係、評価基準の一つである雇用について等が討議されていた。

## 【Novy Ganefianto, UNOCAL (Indonesia Power)】

- ・ ジオサーマル (地熱発電) PJのSD評価に関する報告。
- ・ エネルギーは (CDMの目的である) SDと排出削減達成の鍵となるもの。

- ・ インドネシアのエネルギー部門の特徴：化石燃料依存（石油 57%、ガス 25%、石炭 13%）、石油貯蔵量の減少（消費が増加傾向にある一方、生産量は減少）、再生可能エネルギーは5%未満、エネルギー起源の排出予測値は増加
- ・ なぜ地熱か？ — インドネシアの地熱資源（火山帯）は20,000MW、これは90億バレルの石油に匹敵する量である。またエネルギーの多様性も確保され、環境にも優しく、排出削減にも貢献（地熱を100とすると石炭は964）。
- ・ SDへの貢献
  - 1) 経済面：クリーンエネルギーへの投資促進、輸出可能性、燃料資源の多様化、長期では低コスト
  - 2) 社会面：地域雇用の促進、生活の質向上、インフラ開発
  - 3) 環境面：地域の水供給に影響なし、土地利用上の利点、排出削減
- ・ 今後の課題は、① 価格の引き下げ、② 証券金融上、融資が困難

【A. K. Mehta, India】

- ・ インドはオランダのCERUPTにも参加。
- ・ 現在（20PJ中の）6PJが進行中。
- ・ ホスト国承認は、環境省が担当。SD基準については、ボトムアップ形式で検討。

【Fesutus Luboyera, South Africa】

- ・ CDMのSD基準に関するドラフトを関係者との協議により開発。環境基準（地域環境影響等）、経済基準（マクロ経済影響、最適な技術移転）、社会基準というSDの3つの柱をカバーするもの。
- ・ CERへの課税などの京メカ諸問題に関する経済省との管轄についての質疑あり。

【Giles Mackey, bp】

- ・ ブラジルにおけるPRODEEMというCDMプロジェクトの紹介。BP、ブラジル政府、PWC、WBSCDがひとつのプロジェクトチームとして活動している。ブラジル国内のパイロットプログラムとして実施された。
- ・ PJの目的：CDMのルール作成プロセスを促進し、官民学とNGOの関わりをつくり、ブラジル政府とともにキャパシティビルディングを進め、CDMの青写真を作ること。
- ・ ブラジル北部では、水力エネルギーがベースだが、2000万人は電力へのアクセスがない。そこでこの地域にエネルギーを供給し、地域の活性化を図ることを計画。
- ・ 具体的には、1852の学校に120W太陽光パネルを10,000以上設置、これにより教室の電気やテレビ、コンピューター等の教育を充実。
- ・ 本PJに対するSD影響評価アプローチ「South South North Project」：ブラジルのCDM PJ（6つのソーラーPJを含む）の潜在性に関する評価研究を行い、8つの社会／経済／環境面の指標を得た。
- ・ 8つの指標とは：①気候変動の緩和への貢献、②地域環境維持への貢献、③雇用（育成）への貢献、④国際収支、⑤マクロ経済的貢献、⑥コスト効率性、⑦技術的依存への貢献、⑧自然資源利用の持続可能性への貢献
- ・ 今後の課題としては、納得性のあるSD評価基準設定の難しさ、PJタイプによるSDの定義の違い等。これらが解決されれば、コストも減りPJの実施は促進されるだろう。

【Charlotte Streck, World Bank】

- ・ PJリスクとカントリーリスク、準備期間が非常に長期であること等の理由から、CDMはOECD諸国にとってあまり魅力のあるものではなくなってきている。遵守手段としての位置付けは非常に小さいものである。
- ・ JIとCDMは、CDMはキャップ(AAUs)が増えるという意味合いから異なるもの。またCDMはOE(認証期間)が保証責任を持つという点も特徴である。
- ・ PCFの経験からは、CDM手続きの複雑さ、高コスト、準備期間の長さ(CER発行まで5~9年)などが挙げられる。2002年時点でのCDM関連の投資は非常に限られている(PCF、CERUP T程度)。
- ・ CDMの促進において、DNA(Designated National Authority)の設置は非常に重要。公的役割としては、①PJの評価と承認、②ホスト国におけるSDの優先順位の決定、③LoA(Letter of Approval)の発行を行う。またDNAは、需要・供給者間のブローカー/ファシリテーターとしての機能、再生エネルギーの促進、キャパシティビルディングなどの面でも活躍が望まれる。

(伊藤)

主催：IETA, EcoCarbon

主題：Prospects for the GHG Market (GHG市場予測)

【概要】

- Point Carbon 社や CO2e.com 等の市場アナリスト、ブローカーから現在の市場概況・分析及び今後の予測についての報告が行われた。

【Atle C. Christiansen, Point Carbon】

- Point Carbon 社の概要
  - ① 数学モデル、パラメータ感度、モンテカルロシミュレーション<sup>2</sup>、および ② 市況情報、データベース、専門家調査により、市場予測・報告を行っている。
  - 市場分析、季刊誌、ニュースレターを発行、またデータベースも構築
- GHG市場概況 (Point Carbon データベースより)
  - 現在の市場はヨーロッパ・北米中心。
  - 価格は制度により異なり、UKオークションの 23US\$/tCO<sub>2</sub>～PJベースの 0.5～5US\$/tCO<sub>2</sub>まで分布。
  - 傾向としては、① ヨーロッパ(UK、デンマーク、オランダ、EU等)の注目度の高まり、② (カナダの未批准の影響もあって) 議定書外の北米市場の活気が低下、③ PJによるクレジットの注目度向上等が挙げられる。
  - 2002年9月半ばの時点で、取引数は計284(うちUK市場が6～7割)、取引量は計335MTCO<sub>2</sub>。
  - 取引のタイプは、2002年はフォワードとスポットが約半々。
  - プロジェクトタイプでは、産業・埋立地ガス各3割、再生可能エネルギー2割。
- GHG市場将来予測 (Point Carbon データベースより)
  - 潜在的には、ロシアとウクライナのホットエアにより過剰供給状態。
  - しかしだからと言って価格がゼロということではない。価格は主な売り手の市場動向、適格性要件、第二約束期間などにより左右されるだろう。
  - モンテカルロシミュレーションによる2010年価格の試算では、50%の確率で5～15US\$/tCO<sub>2</sub>、推測平均値は10US\$/tCO<sub>2</sub>。
  - 現在の価格(PCF、CERUPT)は3～4US\$/tCO<sub>2</sub>、中期(2004～2006年)ではやや下がる可能性、長期(2008～2012年)では上昇・下落の2つのシナリオが想定される。

【Corinne Boone, CO2e.com】

- 排出削減それ自体は価値をもっていない。価値をもつのは、規制(あるいはその予測)があるとき。したがって現在まだ(世界)市場と呼べるものはないが、炭素制約社会は必ず来るものであり、準備するに越したことはない。
- 現在のGHG市場は、様々な形態を取っている(遵守前の国際市場、国内市場、準国内市場＝州ベースなど、小売市場)。これら分断された市場は、将来(第一約束期間)、京都市場とUS市場、小売市場という形に集約されていくと予想される。
- 1996～2002年の市場概況(登録ベース)：142の取引、合計195MTCO<sub>2</sub>。
- 取引形態としては、フォワード、オプション、PJ投資、その他派生商品など。フォワードやオプションは盛んだが、PJベースはまだあまり出てきていない。
- 現在のところはいくつかの市場が分かれた状況だが、今後の国際的規制の動向により大きく変化・統合していき、流動性もあがると思われる。リスクヘッジ及び排出量取引というものを学ぶために、今すぐ行動することが必要である。

<sup>2</sup> モンテカルロシミュレーション：一般に乱数を用いる数値シミュレーションの総称。不確実な値に乱数を発生させて(変数をランダムに選び)何度もシミュレーションを行うというもの



【Hsin-Sen Chu, Industrial Technology Research Institute (台湾)】

- ・ 1973年に設立されたNGO(研究機関)。所員6000名。台湾が本社、11の研究所を持つ。GHG削減に関する各種研究を実施すると共に、技術移転やエネルギー効率化など民間に対する業務、政府のコンサルタントも実施している。
- ・ 多国籍企業の役割
  - 1) 多国籍企業は、批准国でも未批准国でも活動可能な立場にある。
  - 2) 未批准国の多国籍企業の選択肢は、①批准国の子会社を通じて取引 ②炭素ファンドに投資 ③批准国とPJベースで提携 ④未批准国内で自主協定に基づき取引 ⑤バイ/マルチラテラル協定に基づき取引。
  - 3) 未批准国内の批准国子会社の選択肢としては、BPやShellなどの前例に基づき、社内取引制度の一環として削減プロジェクトを実施。
- ・ 多国籍企業はCDMへの投資者でもあり、また市場の流動性を高める意味からも、その参加は重要。また多国籍企業の存在により、京都議定書内外の取引は必要である。

【Tony Beck, Australian Emissions Trading Forum】

- ・ オーストラリアの排出量取引動向に関する報告。
- ・ オーストラリアは現在のところ批准しない方針であるが、政府として+8%の目標は達成する意向(BAU+11%)。
- ・ 将来の国益および排出量取引を含めた国の方針について、現在コンサルテーションと分析を実施中。
- ・ オーストラリアの輸出は、半分以上が京都議定書 non-Annex I に対するもの、残りが議定書 Annex I (日本、EU、NZ) と未批准国 (米国)。
- ・ 排出量取引に関する興味は依然高い。初期は、日本などによる森林吸収へのJI投資が多く行われた。排出量取引について、連邦政府は慎重な立場を取りつつ検討中。
- ・ 多くの州は、排出量取引を視野に入れ排出権に関する法を制定。New South Wales 州は、電力部門にCap&Trade 制度を入れている。
- ・ New South Wales 州の排出量取引制度：排出量の毎年の原単位目標を2003年より徐々に上げ、2012年時点でBAUより-13Mt あるいは-23%とする。エネルギー効率化PJや再生エネルギーPJからのクレジット、およびオーストラリア内のクレジットを使用可能としている。

【Simon Dawkins, Western Australia】

- ・ Western Australia のGHG排出の現状(排出が国全体の12%を占めており炭素依存社会であること)、および現在の対応策(排出権の法制化や州のサステナビリティに関する戦略)の紹介の後、この分野に関するEcoCarbon社による分析結果の紹介があった。

(伊藤)

**主催** : IEA (International Energy Agency)

**主題** : Highlights from recent IEA work on energy and climate change  
(エネルギーと気候変動に関する最近の研究結果の紹介)

**【概要】**

- ・ エネルギー需要および CO<sub>2</sub> の排出傾向に関する I E A の最近の研究結果報告。"The World Energy Outlook 2002"等が紹介された。

**【エネルギー取引とGHG】**

- ・ 1990年～1999年の国際エネルギー輸出入の特徴とGHG排出量に与える影響についての報告。エネルギーの輸入増加がGHG排出増加に寄与することをデータにより説明。

**【エネルギー活動による影響評価のための指標】**

- ・ 人的活動、経済活動レベルやエネルギー集約度から、エネルギー活動の影響評価のための指標を抽出。
- ・ この指標を使って各国のバス輸送システムを評価した事例が紹介された。

**【The World Energy Outlook 2002 からの紹介】**

- ・ 地域別に見ると、途上国排出が全排出に占める割合は現在の34%から2030年には47%となり、一方OECDは55%から43%となる。排出増加量の4分の1は中国によるものであり、その増加量は36億tCO<sub>2</sub>にもものぼる(総排出量は67億tCO<sub>2</sub>)。ただしその時点においても、米国の排出量のほうが中国のそれよりも大きい。
- ・ 化石燃料の占める割合の増加により、一次エネルギー需要以上にCO<sub>2</sub>は増加する。現在の政策のままでは、エネルギーは2030年には現在より17%の増加、中でも石油・ガス・石炭といった化石燃料の増加が著しく、その結果エネルギー起源のCO<sub>2</sub>は年1.8%で増加し、2030年には380億tCO<sub>2</sub>になる。
- ・ 京都議定書との関連では、OECD諸国(Annex B)の排出量は2010年の目標を29%(28億tCO<sub>2</sub>)超えることが予想されるが、クレジットの取引によりそのギャップは15%程度となり、さらに米国を除けばその差は2%に抑えることが出来る。
- ・ OECDのもう一つの政策シナリオ(現在検討されているOECD諸国の政策(例:再生エネルギーEU指令)を実施した場合)による予測では、2030年時点でCO<sub>2</sub>は上記のBAUシナリオよりも16%減少。新たな政策・技術開発による省エネルギーやエネルギー転換を進めることにより、CO<sub>2</sub>のかなりの削減が期待できる。CO<sub>2</sub>の安定化は、新政策無しには達成できないと言えるだろう。

**【ゼロエミッション技術戦略】**

- ・ CO<sub>2</sub>捕捉及び貯留によるいくつかのゼロエミッション技術の紹介が行われた(詳細略)。

**【"Beyond Kyoto"】**

- ・ 現在の拘束力のある目標と政策手段にかかるコストが不明確な点が問題であり、その点を明らかにしたよりフレキシブルな選択肢が必要である。また、制度の効率性と複雑さはトレードオフの関係にある。
- ・ 政策の選択肢例としては、先進国に対してはプライスカップシステム、途上国に対しては拘束力のない目標値、全ての国に対してdynamic target(経済予測や実際の成長率などで調整したAAU等)を提案。

(伊藤)

**主催** : CCAP (Center for Clean Air Policy)

**主題** : Designing definitions and modalities for LULUCF projects in the CDM  
(CDMにおけるLULUCFプロジェクトに関する定義と方法論)

**【概要】**

- ・ 吸収源CDMプロジェクトにおける非永続性の問題に関する報告。EUからのTCER (Temporary CERs) 発行に関する提案と、カナダからの保険付CER (Insured CERs) 発行に関する提案の紹介・比較検討があった。

**【非永続性の問題】**

- ・ 非永続性の問題は、PJ実施中・実施後にPJ利益の損失・逆転が起こる、吸収源PJに特有の問題である。

**【EU提案 (TCER)】**

- ・ 2000年にコロンビアから提出された提案に対し、2002年にEUが別の視点からのアプローチ・提案をしたもの。
- ・ TCER : 吸収源CDMによって発行されたクレジット。有効期限を5年とし(その約束期間のみ有効)、目標達成に使用可能ではあるが、有効期限終了後はキャンセルされ、その他排出枠(AAU、RMU、ERU、CERまたは新たなTCER)に置き換えねば成らない。その後、PJ開発者は炭素貯蔵量を再検証し、その結果によって新たなTCERを発行することが出来る。
- ・ EU案については、吸収源PJの環境十全性を維持する提案であると評価。

**【カナダ提案 (保険付CER)】**

- ・ 保険付CER : PJ参加者は、① PJあるいは失ったCER代替のための保険を購入することが可能、あるいは② CERの予備積立金(償却積立金)のため自家保険をかけることが可能、とするもの。
- ・ この提案についてカナダからは、環境十全性と経済性を両立させるものであり、EU提案とカナダ提案は両立可能で異なるPJタイプに適用することが出来るとのコメントがあった。
- ・ 両案の違いは、クレジットの置き換え(交換)の責任を誰に帰するか、置き換えと再発行を義務化するか否か(及びそのタイミング)などの点。今後はその事務コストや保険業者の参加可能性等も含め検討する必要がある。

(伊藤)

**主催** : WBCSD (World Business Council for Sustainable Development, IETA, UNDP)

**主題** : Engaging the private sector in the CDM (民間企業とCDM)

**【概要】**

- ・ 民間企業等がその経験から、CDM実施の障壁となるものについて論点を整理。CDM実施にあたって解決すべき点を論じている。

**【bpのCDMプロジェクト“PRODEEM”<sup>3</sup>】**

- ・ 太陽光発電をブラジル北部の学校をターゲットに設置、これにより教室の電気やテレビ、コンピューター等の教育を充実させた。
- ・ 本PJにより、地域労働者の訓練、地域企業の再生可能エネルギーへの関与を同時に実現。またPJ維持のためにCERによる利益(年17,000\$)の再投資を行っている。
- ・ CDM促進を妨げる理由としては、ホスト国承認プロセス、追加性の問題、取引コストの高さ、優先順位(CERが目的なのか)、等が挙げられる。
- ・ CDMをより簡便なものとするためには、ホスト国承認の仕組みを一つの組織で統合すること、SDの基準のガイダンスを(PJ毎に)作成することが必要である。

**【CDMの障壁について(Shell)】**

- ・ CDMの障壁となるのは、① 価格の不確実性、② CER取得のタイミングの不確実性、③ 取引コスト、④ 契約上の問題、⑤ 信頼度の不確実性(10年にわたるリスクを誰が取るのか?)、⑥ DNA (Designated National Authority) 不在、⑦ OEの認証、⑧ ベースライン確定方法。
- ・ その他、バウンダリー、位置の選定、モニタリング等検討すべき課題は多い。

**【CDMの促進について(UNDP)】**

- ・ いくつかの事例とその分析より、CDMプロジェクトに必要な要件について解説。現在の問題点として、知識や情報のギャップの大きさ、政府の透明性、小規模CDMの取引コストの高さ、リスクの大きさ等を挙げている。
- ・ 今後のCDM促進については、CDMを通じたキャパシティビルディングが重要。また公と民間のパートナーシップを発展させ、CDM投資に関する要件を集約し投資を促進することも必要である。
- ・ CDMは貧困根絶という国の戦略に組み入れて考えるべき。統合されたアプローチを取ることが有効である。

(伊藤)

<sup>3</sup> PRODEEM プロジェクトの概要については、サイドイベント”Sustainable Development and Host Country Approval of CDM”の説明を参照のこと。

主催：IETA

主題：Drafting Contracts for Credit Creation Project  
(クレジット創出プロジェクトの契約ドラフト)

【概要】

- ・ IETAのディスカッションペーパー“Carbon Contracts Cornerstones / Drafting Contracts for the Sale of Project-Based Emission Reductions”の紹介。
- ・ このディスカッションペーパー (Baker & McKenzie がドラフト作成) は、取引コスト低減のため契約プロセスを合理化・標準化することにより、取引・プロジェクト実施を容易化することを目指して策定されたもの。原文は [www.icta.org](http://www.icta.org) より入手可能。

【Josh Carmody, Baker & McKenzie】

- ・ 本ディスカッションペーパーは、排出削減プロジェクト特有の論点とリスクについて整理したものである。
- ・ プロジェクト自体の問題点としては、CDMとしての認定、排出権の所属、リスク配分などがあげられる。
- ・ 「排出権」の定義上の主な問題点については以下のとおり。
  - 1) 排出権は、京都議定書発行以前は契約上の定義に左右されるものであることから、これが契約上の(ある活動に基づく)権利なのか、あるいは法律に基づく明らかな権利なのか(例：UK排出量取引のクレジット、議定書上のCER)を明確にする必要がある。
  - 2) 地域の法律・制度にも留意する必要。
  - 3) 排出権の product としての性質についても考慮；ベースライン、対象ガス種の範囲、測定方法・単位、ビンテージ など
  - 4) 制度上留意すべき点は；Verification やモニタリング、登録の方法、遵守規則など
- ・ 排出権の取引については、契約ごとにリスクも異なるが、契約上留意すべき点としては、① 議定書未批准の場合、②不遵守の場合、③ 遵守に関する取り決めに変更があった場合、④国内規制の変更時。
- ・ CDMの場合は上記に加え、ホスト国のリスクも考慮に入れる必要がある；① 京都議定書の批准、② サステナビリティディベロップメントに関する同意、③アディショナルリテイに関する同意、④議定書の手続き上(認証やモニタリング等)の協力、⑤現地の法や規制 など
- ・ その他契約上で考慮すべき主な点は以下のとおり。
  - 1) 引渡し (Delivery)：現物資産か先物資産か、引渡しの期日と方法、モニタリングや認証の責任の所在、権利の移転など
  - 2) 不足時 (Shortfalls)：引渡しが行われなかった場合の罰則(クレジット/金銭による埋め合わせ)、防御策(バッファ、第三者による売却の禁止など)
  - 3) 価格と支払方法
  - 4) 税金/課徴金(CER課徴金、国内税、将来の制度変更により発生し得る税)
  - 5) 担保/保証
  - 6) その他(討議による問題解決法、multi-jurisdiction によるアービトラージなど)
- ・ 今後、京都議定書の細則及び各国の国内制度が確立するにつれ、既存の様々な契約(UK、ISDA等)をベースに契約の標準化は進むだろう。

【Rutger de Witt Wijnen, De Brauw Blackstone Westbroeck】

- ・ 現在は様々な不確実性のある中(議定書やOE、ホスト国リスク、高い取引コスト、策定中の国内制度等)、PJの先例はほとんどない状況である。この状況を克服し、PJ数を増加させるための活動として、ワーキングGによるディスカッションペーパー(Carbon Contracts Cornerstones)作成や事例研究(PCF、ERUPT/CERUPT)が行われている。本プレゼンではオランダのERUPT/CERUPTの契約方法について紹介。
- ・ オランダのERUPT/CERUPTにおけるERPA(Emission Reduction Purchase Agreement)に定型はないが、契約書に含むべき項目がAppendixに提示されている。
- ・ 契約書に含むべきとして提示されている主な項目は以下のとおり；① 引渡し可能なCERの総量、②

引渡し量がその 70%に満たなかった場合のペナルティ、③ 価格、④ モニタリング法、⑤ 賠償（保証）、⑥ 先払いの制約、⑦ CER超過分に対する権利、⑧ CER引渡しに伴う費用・税金（無料かつ無税とする）、⑨ CDM-EB、OEが機能するまでの内部手続き 等。

【Gray Taylor, Davies Ward Phillips & Vineberg】

- ・ Carbon Contracts Cornerstones 検討ワーキングGの sub-committee における検討内容の紹介。この sub-committee では、契約における用語の標準化を目指している。
- ・ 具体的な作業は以下のとおり（これらはWEBでアクセス可能とする）。
  - 1) 用語の定義
  - 2) 契約上のキーとなる条項の Bank 設置
  - 3) 現存する条約のライブラリの設置
- ・ 用語の定義：主な例は以下のとおり。
  - 1) commodity に関する用語：UKなどの既存制度による排出枠、京都議定書に基づく排出枠、他の政府承認クレジット（遵守に使用不可）、等
  - 2) PJベースの取引に関する用語：技術移転、森林吸収、コージェネ、等
  - 3) 京都議定書・マラケシュアコードに関する用語：ERU、GHG、等
  - 4) CDMに関する用語：CER、ベースライン、ホスト国、等
- ・ 契約上のキーとなる条項の Bank：既存条約からの条項、あるいはワーキングで新規に提案された条項を整理したもの。これらの条項は、所有権の移転、契約不履行、保障、救済策、損害の制限、機密性などのテーマごとに分類されている。
- ・ 現存する条約のライブラリ：PCF、ERUPT/CERUPT、WB、UKなどの先例をライブラリに保存。
- ・ 上記作業に加え、異なる参加者ごとに注釈を付けた、(CDM/JIそれぞれの) 契約チェックリストの作成も行っている。

(伊藤)

主催：IETA

主題：Convergence of GHG Regimes and Linking Trading Schemes  
(GHG制度の収束と排出量取引スキームのリンク)

【概要】

- ・ 米国やオーストラリアが批准を見送り独自の国内対策路線をとるなど、気候変動対応へのアプローチの形は議定書だけではなくなっている。将来的には、京都議定書批准国によるキャップをベースとしたアプローチと、ベースライン方式と自発的参加を基本とする米国型アプローチが並存することが予想される。本イベントは、この二つのマーケットをいかにリンク、収束させていくかに関するワークショップの結果報告。

【Tom Jacob, DuPont】

- ・ 長期的解決に必要なのは、①技術革新、②技術普及、③資本の有効活用。
- ・ 技術革新については、民間の技術革新に対する投資のインセンティブがなく、また政府の投資も限られている状況。技術普及・地域間投資も限られている。
- ・ 環境と経済の両方のリスクが高い状況においては、慎重かつ予防的に行動することが必要。その際の指標となるのが、上記3ポイントである。

【Paul Fauteux, Canada】

- ・ カナダは近々批准予定。一方最大の貿易国であるアメリカは未批准を表明しており、したがって京都議定書の批准国市場 (Party) と未批准国市場 (non-Party) のリンケージにはカナダにとって重大な問題である。また多国籍企業の存在も、その必要性を増加させている。
- ・ 京都議定書にもマラケシュアコードにも Party と non-Party 間の排出権移転については記述がない。Party から non-Party への移転は受け入れられるだろうが、その逆はないと思われる。企業は所属する国の制度・許可のもと、移転・取引を行うことになる。
- ・ リスク回避の視点から、経歴の明らかな京都議定書内の排出権 (京都ユニット) に対する非議定書国企業 (米国など) の要望は高い。
- ・ 非議定書国企業による京都ユニット獲得を可能にするためには、京都議定書国がその企業の排出量取引参加を認可することが必要であり、カナダは (まだ立場を明確にしたわけではないが) その方向で検討している。

【Jonathan Pershing, IEA】

- ・ 排出量取引市場のリンクについて、その利点と方法についての報告。
- ・ リンクによる利点は、①カバー率の向上、流動性の増加、コストの低下および、②non-Party と non-Annex I の参加を促す手段となり得ること。
- ・ リンクによる問題点は、環境面での成果減少の可能性がある点と、(non-Party と non-Annex I の) 京都レジーム (キャップのある制度) への参加インセンティブが低くなる点。
- ・ リンク時の検討事項は、絶対値目標と原単位目標の並存 (英国のゲートウェイのような制度など)、プロジェクトによるクレジットの使用可能性、2008 年前後の移行。
- ・ 様々なリンクの形態としては以下を提示。non-Party に市場を開くことについて議論は多いとしながらも、これらのような様々な制度的な工夫があれば、技術的にはそれほど困難ではないと結論付けている。

- 1) non-Party と Kyoto-Party 1 : non-Party 国は、もともと Kyoto-Party の AAU から購入されたものを、Kyoto-Party 国に対して売り戻す。non-Party 国内の企業は、国と取引すると同時に、企業間では non-AAU を取引する。
- 2) non-Party と Kyoto-Party 2 : non-Party 国内の企業 X が Kyoto-Party 国内企業に売りたい場合には、他企業から Kyoto-AAU を (non-AAU と交換することにより) 調達してこれを売却する。
- 3) non-Party と Kyoto-Party 3 : non-Party から Kyoto-Party に売却する場合、途中で

「AAU 認定」を行う。Kyoto-Party から non-Party への AAU の売却は、認定書の数以上にならないように調整する。

- 4) non-Annex I 国内でキャップ&トレードが構築された場合：これによるクレジットはCDMレジストリーを通じて（CER として）Kyoto-Party に売却。
- 5) 多数の制度の共存：Kyoto-Party は non-Kyoto Party とも事由に取引可能だが、non-Kyoto Party からの Allowance は遵守には使えない。

【Bill Kyte, Powergen】

- ・ 排出枠の割当法は企業競争力に影響を与えることから、複数市場における公平性の議論において大きな論点となる。以上の問題意識より、GETS 3 と GETS 3 bis、および EU の排出量取引制度の評価研究から、オークションとその歳入還元について影響分析を実施。
- ・ 具体的には、割当時のオークション比率（100-50-15%）およびオークションによる歳入還元法（労働税の低減による還元、炭素集約企業のエネルギー効率化への還元）により、どの部門がどのような影響を受けるかを分析・評価している。
- ・ 分析からの結論は以下のとおり。
  - 1) オークションは部門ごとの遵守コスト配分に顕著な影響を与える（すなわち競争力に影響を及ぼす）（オークション比率はそのまま影響度を表す）。
  - 2) オークションの歳入還元方法は、部門の遵守コストに影響する；還元方法により、得をする部門と損をする部門が出る。
  - 3) 歳入還元方法と部門排出枠量の間に関係がない場合、コスト配分の影響はより大きくなる。（つまりエネルギー集約企業への還元時に比べ、労働税還元時のほうが影響は大きい。）

【Dirk Forrister, Natsource】

- ・ 市場は規制導入がはっきりした時点で急成長し、規制（制度）のフレームワークが明確になった時点で落ち着くだろう。
- ・ 市場規模は、米国の京都議定書批准および国内対策の方向（すなわち米国の国内外における動向）に大きく左右される。
- ・ 現存する市場はそれぞれデザインが異なり、相互のリンクについてのルールは設定されていない。より大きなフレームに統合される際（たとえば UK → EU）には制度変更が必要となるだろう。ただしばらばら、この分断された状況が続くと思われる。
- ・ 国内市場の発展のためには、将来の方向性を明確にし、取引コストを最小化するためにもシンプルな制度にすることが重要である。

(伊藤)



主催：World Bank, WBCSD

主題：National strategy studies (outcome of the capacity-building workshop in September)

(国内戦略研究：キャパシティビルディングに関するワークショップの結果)

【概要】

- ・ 京都議定書遂行のためのキャパシティビルディングに関するワークショップ（2002年9月開催）における検討結果の報告が行われた。はじめにワークショップの目的・実施方法の解説があった後、各ワーキンググループ（テーマ1～4）ごとに報告が行われた。

【ワークショップの目的と方法】

- ・ キャパシティビルディングのニーズは国ごとに多様であり、一方その資源は限られている。限られた資源を有効に活用し、UNFCCCと京都議定書の目標遵守に役立てるため、キャパシティビルディングのあり方に関する本WSを開催するに至った。
- ・ 実施方法としては、まず様々な調査結果（19カ国285調査）の評価分析を行い、テーマごとにワーキンググループでその結果の評価・プレストを実施、最終的に結論・提言を導き出している。
- ・ なお本WSでは、京都メカニズム実施のための必要準備事項及びその障壁となるもの、キャパシティビルディングのニーズ評価とプログラム策定、地域と民間の役割などに焦点を当てている。

【ワーキングG-1：CDM実施のためのNon-Annex I国における制度上の必要条件】

- ・ CDMにおけるキャパシティビルディングは、結果的に緩和策（mitigation）のキャパシティビルディングを行うことと同義であり、SDに直結するものである。SD評価能力・方法の構築が望まれる。
- ・ 基本的な制度上の要件整備（PJ承認プロセス、DNA設置等）に加え、より多くの参加者（民間、NGO）を実現するための方策が必要である。
- ・ キャパシティビルディングのニーズとしては、DNA設置に伴う知識・理解の強化、民間も含めより広範にCDMに関する認知度を高めることなどがある。

【ワーキングG-2：JI/RET実施のための経済移行国における制度上の必要条件】

- ・ 経済移行国（EIT）政府は、京都メカニズムをどのような形で用いるか（すなわちJI/CDM/排出量取引、及びTrack 1かTrack 2か）を決定し、それに基づいてキャパシティビルディングの戦略をたてる必要がある。
- ・ 現在、JI推進の障壁となっているのは；資金と人的資源の欠如、制度的不備、低い炭素価格、JIの複雑なルール、認知度の低さ。
- ・ 認知度の向上、情報普及がまず必要。次いで官民を含む様々な利害関係者を巻き込んで専門家を育成することが望まれる。
- ・ ベースライン等に関する専門的育成のため、周辺数カ国のグループによる地域育成センターを開発することが効率的アプローチとして検討できる。
- ・ 京都議定書関連のキャパシティビルディングを、他の該当する国内活動（省エネ、廃棄物処理、再生可能エネルギー等）の中に統合・組み入れることが強く推奨される。

【ワーキングG-3：CDM/JIを実施に至らせる要件】

- ・ 問題は、プロジェクトのアイデアはあっても、それが認定段階にまで至らないこと。その理由は、① 技術的能力・バックグラウンドが低いこと、② 民間におけるプロジェクトの経済的評価が低いこと、③ 取引コストの高さ、④ 市場の不確実性、⑤ ルールの複雑さ、⑥ 全般的な認知度の低さ、⑦ 官民の協力体制の欠如。
- ・ 上記①～⑦の解決法として；パイロットプロジェクトの実施、地域のCDMサポートプログラムの策定、DNAにおけるキャパシティビルディング、ワークショップやセミナーの開催、情報センターの設置、PJ実施面及び資金運用面のキャパシティビルディング等を提示。
- ・ キャパシティビルディングの面から見て重要なものとしては、DNAにおけるキャパシティビルディングと、今後の活動に生かせるようなプロジェクトの開発、協力体制と訓練および認知度向上活動の強化をあげている。

- ・ 今後の検討課題は、キャパシティビルディングの資源が限られていることに留意しつつ、核となる国において意味あるプロジェクトを実施すること。さらに小国に置けるキャパシティビルディングの方法、民間を巻き込むためのCDMにおける経済的有効性の向上についても検討が必要である。

【ワーキングG-4：ホスト国の利益最大化のためのキャパシティビルディング】

- ・ 本WGのテーマは以下のとおり。
  - 1) CERフローの価値決定方法の理解：CER総量の計算、国際市場価格の形成、投資家と供給者間の交渉等に関する理解
  - 2) CDMコストに関する理解：費用がかかる項目、さらにコスト引き下げ方法と投資家とのコストシェアの方法についての理解
  - 3) 基礎的な法律及び契約上の手段に関する理解：コスト、利益、リスク配分条件など契約時に留意すべき点の理解
  - 4) 交渉モデルの理解：CDMのリスク、コスト、利益配分のための様々な交渉モデル（契約形態）の理解

【まとめ】

- ・ ホスト国から見た結論として；キャパシティビルディング無くしては、京都メカニズムは動かない。そのニーズは国ごとに異なるが、長期的視点で見れば共通の傾向にある（認知度向上 → 政策策定 → 京都メカニズムの実施）。将来のためにより多くの出資を募り、これを有効活用する必要がある。またそのための協力体制およびキャパシティビルディングの民主化（democratization）も必須である。
- ・ キャパシティビルディングは、ニーズ把握からその実施プログラムの策定段階に入るべき時に来ている。

(伊藤)

主催：IETA

主題：Preparing for Emissions Trading - Experience with GHG monitoring and outlook on GHG monitoring systems

(排出量取引に備えて－GHGモニタリング方法とモニタリングシステム)

【概要】

- ・ ドイツの Bavaria から、CO<sub>2</sub> モニタリングシステムの紹介。次いで英国排出量取引のモニタリングシステム、GHG プロトコル、EU 排出量取引におけるオランダの排出権割当案の紹介があった。

【Bavaria 州の State Minister Dr. Werner Schnappauf よりシステム概要紹介】

- ・ Bavaria 州は排出量取引を歓迎。一方、EUの排出量取引に関しては、競争力をゆがめる等の観点から問題があると考ええる。
- ・ 2002年10月に出したBavaria州の気候変動対応案は、CO<sub>2</sub>の総排出量を現在の9000万t/年から2010年までに8000t/年まで削減するというもので、一人当たり直すと約6.4t/年となる(現在約7t/年)。
- ・ 1995年の環境条約Iで、Bavaria州の産業界はすでに自主的な気候変動コミットメントを行い、効果が現れている(1994～1995年で23%の削減)。
- ・ 最近では産業と共同でClimate dialogueを実施、その成果がCO<sub>2</sub>モニタリングシステムであり、9月12日に紹介された。このシステムは企業に対し、無料で公開される。(来年からネット上でダウンロード可能。)
- ・ 本システムにより、削減ポテンシャルが明確になることが大きなメリット。具体的には以下が可能となる；CO<sub>2</sub>インベントリーの定期的な作成、排出削減の成果測定、削減手段の効果測定、企業単位での排出削減予測。
- ・ 一方、産業だけでなく民生における削減も重要であるとの認識から、現在、各家庭を対象とする無料のCO<sub>2</sub>モニタリングシステムも計画中である。

【Bavaria 州システムの詳細説明】

- ・ パイロット企業4社の協力のもと開発実施。
- ・ 具体的な流れとしては、企業データの入力 → 生産データの入力 → 排出単位の入力 → 排出のタイプの入力(直接・間接、エネルギー消費、プロセス排出等)を行うと、データが評価計算されるので、次に排出削減手段を入力、シミュレーションが行われる。
- ・ 企業の利点としては、CO<sub>2</sub>に関するデータマネジメントが容易に行えること、排出削減可能性や将来のベンチマークが判断できること、すなわち Sustainable 指標として将来の戦略立案に役立つ点が挙げられるだろう。
- ・ 将来的には、システムをCO<sub>2</sub>だけでなくGHG全てに広げ、英語版を作成し範囲を広げることにより、J I や CDM のベースとしても使えるようにしていきたい。

【英国のモニタリングシステム】

- ・ 目的は、排出量の正確な計測/報告を行うことにより、ベースライン・年間排出量の第三者による認証を容易にすること。
- ・ モニタリング手続きは、IPCCのグッドプラクティス、英国の報告ガイドライン、気候変動協定等の既存のガイドと一貫性を保つように作成。
- ・ 基本方針は；ダブルカウントやリーケージを防ぐためにも、実情を正確に表現し、完全性、一貫性、信頼性、透明性を保つこと。
- ・ UKの排出量取引は参加形態が複数あるが、参加の形によりモニタリング方法も変わる。
- ・ 直接参加者は、排出源ごとにモニタリング・報告を実施。排出源リストから対象となる排出源を確定し、そのベースラインを計算、毎年モニタリングと報告の実施が義務付けられている。排出源からの排出量測定に関しては、その詳細な方法が協定書に(種類ごとに)記されている。
- ・ 一方、気候変動協定参加者は、目標が遵守できたか否か(すなわち80%の免税対象となるか)を示すためには最小限のモニタリングしか要求されないが、排出量取引に参加するためには直接参加者と同じモニタリング条件にしたがわねばならず、また第三者認証が必要となる。

- ・ 質疑では、複雑なシステムであるためコスト面で問題はないのか、また直接参加者はいまだベースラインの認証が進んでいないというのがその現状について、などの点が挙がっていた。

#### 【GHGプロトコル】

- ・ GHG PROTOCOL INITIATIVE は、GHGのアカウンティングと報告について国際的スタンダードを構築することを目的としている。企業のインベントリモジュール、排出削減プロジェクトモジュールの二つのモジュールからなっている。9カ国、30以上の企業、多くの関係者の協力によって構築されたもの。
- ・ 企業のインベントリモジュールは2001年に公開され、2003年半ばには第2版が出る予定となっている。概要は以下のとおり。
  - 1) 基準 (Standards) および計算ツールにより構成されている。
  - 2) 「基準」の部では、5つの方針 (適正性、完全性、一貫性、透明性、正確性) に従ってバウンダリ (組織上の排出の範囲・境界の決定、直接/間接排出) やデータの一貫性、報告等に関する基準を設けている。
  - 3) 「計算ツール」は、ウェブをベースとしたユーザーフレンドリーかつステップバイステップで使えるものを想定しており、部門特有ツールと部門共通ツールから成る。
- ・ 排出削減プロジェクトモジュールについては、現在タスクフォースを実施中、COP9頃までには結果をリリース予定。ここで論点となっているのは、eligibility、バウンダリ、リーケージ、ベースライン、技術評価等。

#### 【EU排出量取引制度におけるオランダ国内の割当案】

- ・ EU排出量取引制度に対し、オランダは基本的には賛成であるが、割当方法が公平であることが条件。また早期削減に対するクレジットなどの配慮も希望。
- ・ 本研究では、EU指令およびPSR (Performance Standard Rate) 間接割当基準をベースにした割当方法の検討を行っている。
- ・ EU案では、オランダ国内の90%の発電事業者は対象外となる。化学工場も約80%が対象外と成るが、これはCHPを対象とすることによりほぼカバーできる。結果として、EU案では総排出量の47%をカバーできる。
- ・ 割当方法についての論点としては、直接排出のみを対象にするか、間接排出も対象にするかを検討。EU制度との整合性を保つ必要がある。またグランドファザリングか、PSR (原単位目標) によるかも検討課題。
- ・ グランドファザリングの基準についても、過去の排出量をベースにするか、削減目標を考慮した排出枠とするか、などの論点がある。

(伊藤)

### 11.3 個別傍聴報告 (part2)

Russian green investment scheme Climate Strategies-EPMG-Imperial College

10月31日 7:30~9:30pm

当サイドイベントではロシアのエネルギー大臣にも提出されている Climate Strategies の報告書 “A Russian Green Investment Scheme” が発表され、もうすぐ採択される旨が説明された。

Green Investment Scheme (GIS)はもともと COP6 でロシアによって提案されたもので、ロシアがホットエアを売ることで得た収入を環境保全活動に還元するというシステムであり、ロシアの他のスキームと同時に利用することも可能である。参加者形態は制約されているわけではなく、国単位でも、EU のようなグループでも、または企業単位でも構わない。活動としては JI のようなプロジェクトも出来るが、実情は教育制度やプログラムを行うといった面が多く排出量の削減は予測できない。というのも、JI のようなプロジェクトに特化すると、高過ぎる環境基準等の設定につながり環境トレードオフが起ってしまうと予測され、バイヤーも Green AAUs よりも non-Green AAUs を求めるようになってしまうという懸念があるからである。

カナダと GIS の関係を見てみると、カナダの削減目標は-6% (-240MtCO<sub>2</sub>eq) であり、国としては今年末 (12月13日) にも京都議定書を批准しようとしている。しかし 240Mt 削減の内訳をみると 60Mt は削減方法が未定である。そのような事情もあり GIS のことを環境にとってよい動きであると好意的に見ている。特にプロジェクトを指定した投資が好まれており、CDM と同等に期待されている。しかし問題はロシアとの取引をどのようにモニター及び確認するかである。カナダ政府が保証 (underwritten) していればよいが、最近の EIT やロシアの目録を見るとデータ等内容は改善しているとはいいがたく (逆に悪くなっているとも言える。) 現状ではまだまだロシアを信頼することは出来ないという認識が大半である。出来ればカナダ-ロシアで2国間合意がされれば良いと思われているが、この点においてはあまり期待されておらず、カナダとしては自国の専門家を提供する方法も考えている。

また日本と GIS の関係を見てみると、エネルギー産業におけるロシア-日本間取引はサハリンを除きほとんどないことが分かる。そのような日本とロシアであるが、日本では GIS はロシアの AAUs に信憑性を与え、京都議定書の目標を達成するための有効な手段の一つととらえられている。

ロシアには今9つの公式 AIJ プロジェクトがあるが、どのプロジェクトも終了しておらず、その主原因として制度上の問題が挙げられる (制度上の問題 50%、実施上の問題 30%、資金問題 20%)。制度上の問題には、1) 各文書にサインする毎に手数料を徴収すること、2) プロジェクト承認のためのミーティングが行われていないこと、3) 慣習的手続きが不透明であること、の3点が挙げられ、これらは全て政府レベルの問題点である。実施上の問題には、1) プロジェクト実施前のモニタリングがロシアでは不可能なこと (すぐにキャンセルや延期されてしまう)、2) 人材の流出が激しいこと、の2点が挙げられる。また、資金上の問題には、現地により資金援助プログラムがないこと等が指摘されている。これらの結果から、ロシアでプロジェクトを行う際は、せめて実施上の問題をクリアするためにも小規模で技術的に簡易であり、有効性の確認等もやり易い短期のプロジェクトが良いことが明らかになった。また、資金問題をクリアするために環境的に信頼でき、政府の支援を得ているプロジェクトがより望ましいことも確認された。更に、ロシアのエネルギー分野のポテンシャルが高いことから、GIS にはエネルギー効率化、エネルギー転換、再生可能エネルギー等のプロジェクトが相応しいと思われる。その他、排出削減に直接的には関係ないがキャパシティビルディングも非常に重要であることが言及された。

以上  
(蛭田 伊吹)

CTI activities with developing countries

International Energy Agency in collaboration with Climate Technology Initiative

10月26日(土)12:00~2:00pm

途上国への技術移転の重要性・必要性が叫ばれている中、当イベントでは環境に余り負荷をかけない技術の利用促進を支援するプログラムについて様々な組織から発表があり、それぞれが実施しているプログラムの現状が伝えられた。

NEDOは、第3回アジアにおける技術普及のためのCTI・産業ジョイントセミナーについて発表し、特に中国への技術移転について行ったアンケートの結果から、中国にとってどのような技術が必要とされているのか、どのような産業が興味を示しているのか等についての分析結果を紹介した。結論としては、1) 技術移転は途上国にとってインセンティブが少なく、ESTs (Environmentally Sound Technologies) のメリットをもっとアピールしないことには普及は難しい、2) 途上国それぞれの内情を理解し、そのニーズと実際に移転される技術が情報面でも基金面でもうまく適合するときに初めて技術移転は成功する、3) 技術移転は「情報提供」、「キャパシティビルディング」、「技術ニーズ評価」のパッケージで行うべきである、といった3点であり特に目新しいものではない。しかし、アンケートからもこのような結果が確認できたことには意義がある。(アンケート内容詳細は付録I参照)。

その他、アジア6カ国では省エネルギー技術の開発について指導を行うワークショップが4回行われ(もう1回は企画中)、73名が訓練を終了する予定であること、日本国内でもワークショップが行われ、ドイツ、アメリカ、イギリス、オーストラリア、日本の専門家の講義やディスカッション、サイト見学等のトレーニングが開催されていること等が発表された。エネルギー効率改善に対するキャパシティビルディングのワークショップは2001年~2002年に中国、タイ、マレーシア、インドネシアで行われ、ベトナムとフィリピンでもこれから開催される予定である。

また、アフリカにおけるワークショップの報告もあり、地域的气候情報に関するトレーニング・ワークショップを2002年12月9~12日に開催し、各地域にある情報交換センターの情報評価能力の向上、及び技術ニーズについて協議する予定であることが発表された。協力組織としてはCTI、UNFCCC、UNEP、UNDP、ZACIT、ENDA、参加者としては銀行、省庁、フォーカルポイント、技術移転等に関係する専門家等を対象としている。

付録I NEDO アンケートの結果

50件中有効解答35件(内20件は環境関連の公共機関)

中国における重要な問題

技術移転はGHG削減に重要だと思う人→91%

中国が興味を示している技術(及び中国に必要な技術移転)

- |              |          |
|--------------|----------|
| 1) クリーンコール技術 | 6) 地熱利用  |
| 2) 廃棄物発電     | 7) 太陽光発電 |
| 3) 風力発電      | 8) ocean |
| 4) 太陽熱利用     | 9) 燃料電池  |

興味のある分野

鉄鋼、石炭、化学、紙パルプ等

興味のあるCO<sub>2</sub>隔離技術について

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1) 海洋隔離 | 3) 石炭層    |
| 2) 地中隔離 | 4) 冷蔵庫の回収 |

技術移転を行うにあたっての障壁(優先度が高い順)

- 1) 費用
- 2) フィナンシャル・スキーム
- 3) マッチ・メーカー
- 4) キャパシティビルディング
- 5) 情報不足

以上  
(蛭田 伊吹)

Climate policy dialogues in Asia  
The Institute of Global Environmental Strategies (IGES)  
10月29日 6:00~8:00pm

アジア6ヶ国における気候変動政策についてIGESが意見交換を通じて得た知見につき報告が行われた。発表はまずIGESのJung氏よりアジアにおける気候政策に関する意見交換について報告され、それに続いて6名のパネリストによる発表がそれぞれ行われた。以下、いくつかの発表をピックアップする。

Jung氏によると、経済成長・人口成長が共に著しく、エネルギーや食糧の消費も激増しているアジアにとって「環境」は非常に大きな問題であり、実際に多くの気候変動対策関連プロジェクトが既に実施及び実施段階に入っている。特に南・北のみではなく、南・南、北・北、それぞれの問題について意見交換を行うことが重視されているが、アジアは様々な人種や価値観を持った国々の集まりであり、ただ意見交換といっても非常に難しい。そのため、共通の問題について議論すること、異なる国家状況に注目すること、気候変動に対する政策と他の政策目標を統合することが必要である。現在のところキャパシティビルディングに関するワークショップが中国、韓国、インド、タイで行われ、ベトナム、カンボジア、ラオスでも今後行われる予定となっている。

現在までにおけるワークショップから得られた結論は以下の通りである。

- ・ エネルギー関連政策と気候変動関連政策のリンケージが非常に重要
- ・ 特に運輸部門に対して既在の政策をより効果的に利用する
- ・ 国民意識を高めることの必要性
- ・ 持続可能な発展と温室効果ガスの削減を両立できる CDM の有効利用
- ・ キャパシティビルディング

これらを実行するにあたって、日本のリーダーシップが求められていることがJung氏からは強調された。

また国立環境研究所の西岡氏は、京都議定書の先を考える前にまず考えなくてはいけないこととして、信頼性の格差（国内政策の重要性）、不公平（持続可能な発展という側面からも win-win な方法を検討する必要性）、気候変動によるリスクの共通の認識（科学と政策の対話の必要性）の3点の障壁を指摘した。

Center for Energy and Environment Policy (CEEP) のByrne氏も、これからは世界の中でアジアが主になると思われるため何をするにしてもアジアとパートナーシップを組まなくてはならないことを強調した。そのためにも公平性、政策といった問題で前進していく必要があり、まず気候変動対策と持続可能な発展の利害関係を調和させる必要があることを述べた。（CDM の成功度合いはどのくらい持続可能な発展に貢献できたか、またそれをどのくらいビジュアル化出来たかに依存するとも指摘した。）COP8で割当方法や第2約束期間等を扱うには、まず「公平性」について理解しなければならず、そのためにはFDIとCDMの関係や、気候変動に対する政策とエネルギー政策の調和、公平性モデルの必要性について考慮していかなければならない、とも指摘した。CDMは途上国にとって緊急に必要であり、特に現地の利害関係者を動かし、まだ存在しないインフラや保険・銀行といった施設を整備する必要がある。

カナダのHaites氏は今後のCOP等交渉について、京都議定書という枠の中だけではなく各国がそれぞれ話し合いを進め、結果的にGHG排出量を削減することが出来ればその方が大事であることを述べ、途上国には「公平な形で」様々な約束を課す必要があると指摘した。

以上  
(蛭田 伊吹)

## Climate of trust: options for protecting the climate beyond Kyoto

World Resource Institute

10月28日 1:00~3:00pm

World Resource Institute(WRI)は環境問題における南北協調を促進するオプションの調査研究を行っており、これから大きな問題になるであろう第2約束期間に向けて全世界の議論のベースになる情報を提供すべく、様々なオプションや提案を審査・説明するための作業を行っている。そのWRIから2002年、報告書“Building on the Kyoto Protocol: Options for Protecting the Climate”が出版された。10章からなる当報告書は、京都議定書と2012年以降の気候保護システムを形成するための新しい方法について10グループの研究者達がそれぞれ執筆した論文集である。当サイドイベントでは、いくつかの章についての概要が発表された。例えば、Sustainable Development Policies and Measures(持続可能な発展を可能にする政策及び措置)に関しては、その政策及び措置のメリット(それぞれの途上国が国家情勢を考慮しつつ持続可能な発展の側面から政策を策定するのは途上国にとって望ましく、世界全体にとっても途上国が早期から活動を始めるのは望ましい。また、将来における途上国のコミットメントを導入出来る可能性も出てくる。)やデメリット(温室効果ガスの削減量が確実ではない等)が紹介された(第3章)。また、CDMを現在のようなプロジェクトベースではなく、セクターベースで実施するという概念を導入した場合、どのようなメリットがあるのか(第4章)といった発表や、アルゼンチンにおける自主的目標(Voluntary Commitment)が導入された経緯及び現状(第6章)といった発表も行われた。以下、参考までに各論文のタイトルをリストしておく。(原文はWRIのホームページ[http://climate.wri.org/pubs\\_description.cfm?PubID=3762](http://climate.wri.org/pubs_description.cfm?PubID=3762)から全てダウンロード可能。)

第1章 Introduction: An Architecture for Climate Protection

第2章 Continuing Kyoto: Extending Absolute Emission Caps to Developing Countries

第3章 Sustainable Development Policies and Measures: Starting From Development to Tackle Climate Change

第4章 Evolving to Sector-Based Clean Development Mechanism

第5章 Reducing Uncertainty Through Dual-Intensity Targets

第6章 Learning from the Argentine Voluntary Commitment

第7章 The Brazilian Proposal on Relative Responsibility for Global Warming

第8章 Equal Per Capita Entitlements: A Key to Global Participation on Climate Change?

第9章 Scenarios for Differentiating Commitments: A Quantitative Analysis

第10章 Conclusion: Building an Effective and Fair Climate Protection Architecture

これらの論文はWRIとして統一された提言ではなく、それぞれが個々のアイディアに基づいて執筆したものである。従って結論も一つではないが、2012年以降の議論のベースとして利用できるという意味で非常に価値あるものである。

以上  
(蛭田 伊吹)